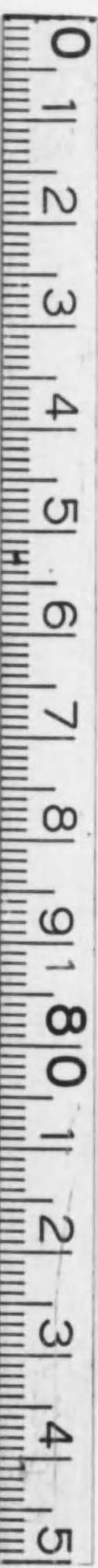


古道概要

全

特257

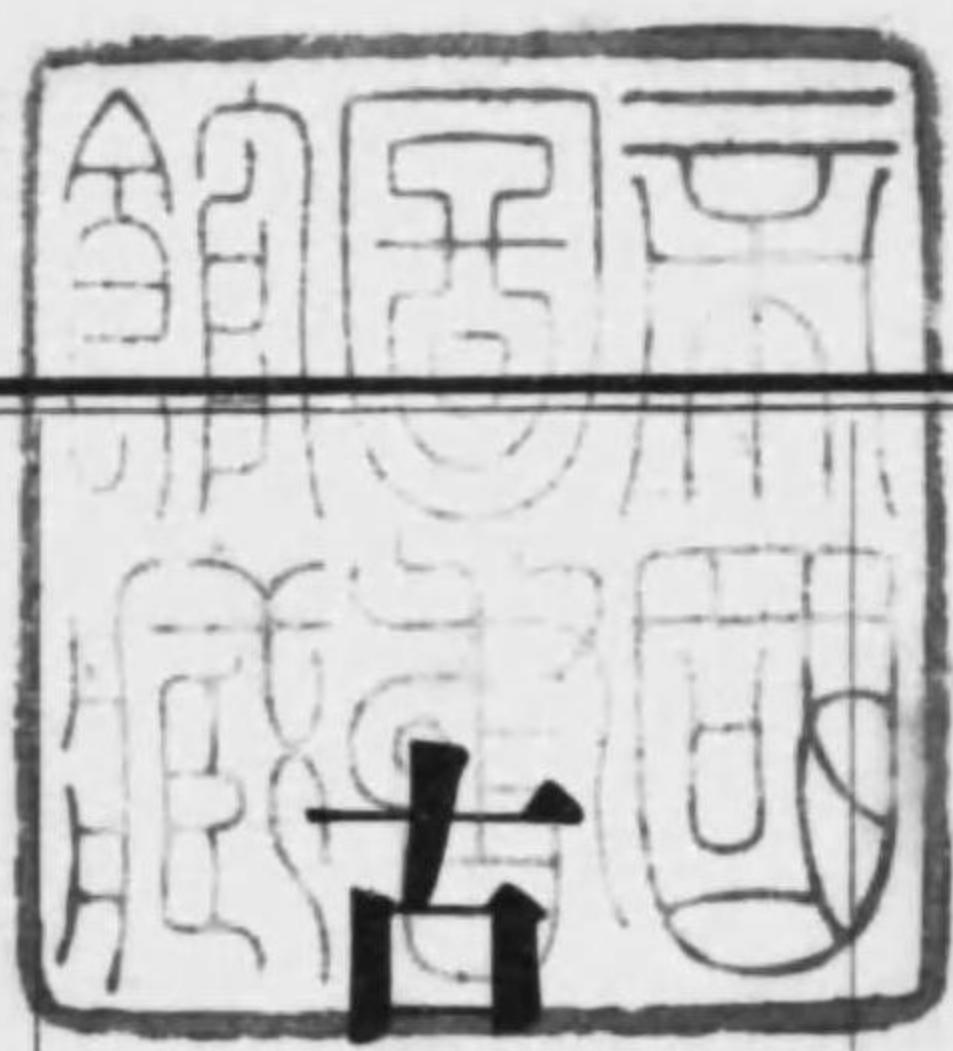
197



始



特 257  
197



皇典講究所編纂

古道概要

全



校閱者

渡邊重石丸

編纂委員

大宮兵馬

## 緒 言

一、本書は、明治四十年三月改正本所學階授與規則の主旨に準據し、その一等司業及二等司業の試験に應ぜむとするもの、道義科の用書とし、或は各地神職講習會の同科の教授用書に充て、又、一般の人士をして、我が固有の道義の概要を窺知せしめるが爲に編纂せるものなり。

一、材料は、主として、本居宣長大人、平田篤胤大人、又は、其の道統を繼承せる諸大家の記述せるものより採りたれど、中には趣旨相戾らざる諸家のをも採擇せり。

一、各章の末に、往々歌を配列せるは、その趣味、本章の所論と相呼

應し、益讀者をして道念を感發せしめむとの微意に外ならず。一、各章の原文は、その體各、同じからず。或は雅にして簡古なるものあり、或は俗にして雜駁なるものあり。その所論中の事項にも、武家時代には適したれども、現時の社會にはいかゞはしきものあり。故に、之を採擇するにあたり、往々、その文字辭句を増減し、又はその中間なる或一項一節を削除しつゝ、然も、その記述者の本意に悖らざらむことを努めたり。僭越の罪免れずと雖も、本書の類にありては、誠に己むことを得ざるが故なり。尙遺漏不備の點は他日を俟ちて訂正すべし。

明治四十一年七月

編者しるす

## 古道概要

### 目次

第一章 古道古學	一
第二章 神道人道	八
第三章 經世の綱紀	一七
第四章 祭政一致	二三
第五章 祖先崇敬	二七
第六章 君臣の大義	三五
第七章 親子の道	四一
第八章 夫婦の睦	五一
第九章 兄弟の愛	六一
第十章 朋友の交	六六

第十一章 修身齊家	七〇
第十二章 家長の心得	七六
第十三章 正直勤勉	七九
第十四章 丹心の鍊磨	八三
第十五章 正氣の養成	九〇
第十六章 神恩	九八
第十七章 萬古不易	一〇五
第十八章 因果應報	一一一
第十九章 治亂要訣	一二〇
第二十章 學び草物語	一三四
第二十一章 直毘靈	一四三

(終)

# 古道概要

## 第一章 古道古學

皇典講究所編纂

わが古道と申し候ふは何の事もなく、古の道と申す事にて、其は、天皇祖神の、この天地を御造りなされ候ふを始め、上代の事實の上に備はり候ふ眞の道を、聊も外國風の説を混へず、純粹なる古意古言を以つて、すなほに説明し、其の事實の上にて、天皇の天下を治め給ふ御政の本をも、人道の本をも、知り候ふ學問ゆゑ、古學と申し、その道を指して、古道とは申す事に候。

序なれば申し候。一體眞の道と申す物は、實事の上に備り有るものにて候ふを、世の學者等は、とかく教訓の書ならでは、道は得られぬ事のやうに心得居り候へども、甚だ誤りに候。其の故は、事實があれば、教はいらず、道の實事なき故に、教は起り候ふなり。されば、教訓と申す者は、實事よりは甚だ卑きものに候。老子の書にも、「大道廢れて仁義あり」と申し候ふは、これをよく見ぬき候ふ語に候。但し、老子の此の語を、儒者は左道のやうに申しなし候へども、孔子の語にも、これと同様のことこれあり候。それは、禮記に、「大道之行也、謀閉而不興、盜竊亂賊而不作。今大道既隱、禮義以爲紀。以正君臣、以篤父子、以睦兄弟、以和夫婦、以設制度」と見え候ふなり。此等にて御合點あるべく候。

殊に、教と申すものは、人の心に親しく染まぬ物に候。それは近く申し候へば、武士の心を勇め候ふに、軍に出でては先驅せよ。人に後るな」と、記し候ふ教の書を見せ候ふよりは、古の勇士等の、人に後れず先驅高名しなる事實の軍書を讀ませ候ふ方が、ふかく心に感じ入り候うて、我れも事に當りては、昔の誰れ誰れが如くならむと、猛心の振り起り候へども、教訓の書にては、さしも憤慨の志は發らぬものに候。彼の「君の仇とは俱に天を戴かず」など申す教言よりは、大石内蔵助などが、千辛萬苦の難儀をして、吉良殿を討ちたる事實の、身にしみぐと、髪も逆立ち涙もこぼれ候ふ程に、感じ入り候ふにて察せらるべきこと、存じ候。

なほ申し候はゞ、教と云ふものは、其の心さま、其の人となりの善からぬ者の、申し置き候ふ訓言といへども、書に記しある所は、尤らしく見え候ふものにて、漢土の教訓書には、それが多く候。或は君を弑して、國を奪ひ候ふ者などの、言ひ置き候ふ教訓にさへ、金科玉條といふべき事ども候へども、其の行の實を見候へば、主殺しの國賊に候ふゆゑ、其の尤らしき教へごともは、みな口先の空言と申すべきにて候。

世の學者等の、斯様の意味をば夢にも知らず、教訓を書きたる漢籍によらでは、道は得られぬ事と思ひ居り候ふは、かたはら痛き事に候ふなり。漢土にても、此等の趣をよく心得候ふは、まづ孔子一人のやうに相見え申し候、さてこそ、其の申し候ふ語

に、「我欲載之，空言不如見之，行事之深切著明也」と申し候ひき。

孔子は、この心に候ふゆゑ、教訓の書とては、一部一冊をも作らず、ただ春秋をのみしらべ正して、此の記錄をよむ時は、自からに悪を懲し善に勵み候ふやうに、書き取り候ふ事にて、孔子生涯の骨折と云ふは、この春秋に候ふなり。其れゆゑ、我が志春秋にありとも、また「我れを知る者は、それ唯春秋か。我れを罪する者は、それただ春秋か」とも申し候ふなり。かやうに、心をこめて撰み候ふ書ゆゑ、漢籍にては、春秋程實のある書はなく、孔子の心のよく見え候ふは、此の書に越え候ふものなく候。

然るを、世の儒者など、儒書の上にても、此くの如く、著明なる意味のこれある事を辨へず、只々教訓を記し候ふ漢籍に據ら

ては、道は知られぬ事と、狭く心得候ふは、吾が本尊と致し候ふ  
孔子の本意を會得せず、春秋をよく讀まぬ誤にて候ふなり。春  
秋を熟讀いたし、孔子の意をよく得候へば、此方の學風に不審  
を起し候ふ事、一つも御座なく候ふなり。

さて又、古道と申す言の物に見え候ふは、皇極天皇紀に、天皇順考、  
古道而爲政也と御記し遊ばされ候ふが始めて、此の天皇の、古  
道に順考して御政を爲給ひ候ふ事は、その御紀を拜讀して知ら  
るべく候。

すべて道の本は、古に稽へ求め候ふが眞の事にて、既く漢籍に  
も、尙書の説命に、學古訓乃有獲事不師古以克永世匪と、見え候  
ふを始め、孔子も、かゝる類の語は、しばしば申し候ひき。古に稽

へ徵せず道を説き候ふは、謂ゆる無稽に候ふなり。ただ政事の  
みならず、德行言語文學も、みなこれより出で申し候、苟くも、此  
の道に據らず候ふ事は、すべて、無稽と申し候はむも非言なら  
ず候。平田大人著 入學問答摘錄

王鉢百首、平宣長

同上

天地の極み御照らす高光る日の大神の道は斯の道

同上

天の下、青人草の朝よひに、御蔭とよそる道はこの道

同上

上つ代の形よく見よ。石上古事記はまそみのかがみ。

ま具<sup>フサ</sup>に、いかでしらまし。古を、日本書紀の世になかりせば、

同上

まそ鏡みむと思はば、からごとの塵ゐ曇れり、磨てしよけむ。

同上

釋迦<sup>カ</sup>孔子<sup>ク</sup>も神にしあれば、その道も、廣けき神の道の枝道。

鈴屋集同人

漢籍<sup>カ</sup>も、これは言善き漢籍と、思ひて讀めば害<sup>ソナ</sup>ひもせず。

## 第二章 神道人道

古學の大意根元は、天地開闢のはじめ、天津神より、次第に御傳へ遊ばされ候うて、全く世界の始より、神々の御定め遊ばされ候ふ

大道に候へば、本朝を始め、全州萬國にわたりて、障りなく動きなき正道の御制にて、萬物萬事の始、貴賤尊卑の分を立て、天照大御神の皇孫、邇邇藝尊天降りましましてより、その御子孫連綿として、歴世の天皇の御世々々、天下を御治め遊ばされ候ふ御政事、則ちその道にて候へば、其の御遠祖を始め、神世に御功績ありし神神を尊び祭り給ふを、最も第一として、神々の靈威あらたにて、世世治り來り候。此の時は、紛るる道も教も、外になく候へば、學道の名もなく候ふ處、應神天皇の御時、唐土の書籍傳來して後、文字を用ひ給ひてより、我が本朝の事をも、書記する事始りて、書に和漢の差別出來、其の後、欽明天皇の御時、佛教渡り候うてより、儒佛の教あるに對して、元來の皇國の傳を、古事記に、本教とも申し、神代

よりの道なれば、日本紀に神道とも見え候へども、猶以前より馴れ來り候ふ常道の事故、専ら唱へ分け候ふまでもこれなく候。上古の本教大道は、天地開發の有功の神々は、即ち天皇を始め奉り、臣民までも、皆其の神裔に候へば、一統に遠祖の神を敬ひ、宮社に祭り、汚穢を禁じ、神威を蒙り、萬事、神代の事迹によりて執り行ひ給へるが、則ち天下の政務にて、神道と人道と二つなく候。其の如くに、臣民も、世々の天皇の御政に隨ひ、尊卑上下一致に和して、貴人は世々に貴く、諸臣各、その職を世々に傳へて、貴賤の混亂なく、系統を重くして、他より窺ひ妨ぐる事なく、信義を守り、威武を専らとして、時々叛く者あれば征し、甚だ簡易にて行ひやすき法制に候。

漢土は是に違ひて、系統の尊卑をいはずして、人徳を貴び、五常など常にいへども、内心の信義に薄く、理を先として、武に疎し。此の故に王統つづかず、代々かはりて、文飾禮智の表を専らとして、賤臣も、時を得れば帝となりて、是を徳のする所といふ故に、徳者のまねびをし、仁慈をもて人民をなづけ、謀反する者世々に多く、遂げざる時は罪人とすれども、遂ぐる時は國王として、恐れ隨ふ故に、代かはりたる時の興業の王は、皆前王を亡ぼして位を奪へる者にて、前王の時には、必ず臣民たる外なし。此の辨は、祖父の著述の直毘靈に詳に候へば、申すに及ばず候。

今、古學初心の急務は、つとめて、儒佛等外來の學の、皇國の本教に背き違へる所あるを知りて、惑はざるを肝要とす。これ、みだりに、

外國の學を憎みていふにはあらず、難なく宜しき處は採用して  
すてず、ただ、古意の正道の妨げとなる條々を辨じ、教示するにて  
候。たとへば、鏡玉の如きは、元來、清明玲瓈の質なるを、煙霧汚塵の  
曇を受くる時は、本體を暗まし、質をそこなふ故に、これを洗滌琢  
磨して、もとの光輝に復せむとするが如く、塵埃の汚れも、年を經  
れば、鏽をも生じ、朽ちて光をも失ふを、強ひて急速に削り去らむ  
とすれば、本體に瑾をつくるにいたる事もあれば、磨光するにも  
意をひそめ術を盡す如く、外國の風習の悪弊を漸々にさとし清  
め、大道の光輝をそこなはず顯はし出さむ事を要とし、舊來の美  
質に復せむ事を専らと仕り候。元より、他道を借らずして、正大な  
る古傳の事蹟を教示して、足らぬ事なき國體なるに、他教混亂し

てより、何事も久しく馴れ來れば、それを一洗して、上古の眞正の  
意にかへらむ事を教ふるにて候。

他道の混亂だになくば、其の世々の時勢に従ひ、公然たる御制度  
を守りて、他に論すべき事もなく、神事を重んじ、神威の守護益顯  
れて疑ふ所もなく、學者は、ただ、古傳を守り教へ傳へて、散逸なか  
らしめて事足れるを、儒理の見識にて、故ある神社をも、漢土の淫  
祠の如く思ひ誤り、佛者は我が道を尊くせむとして、神々を佛の  
垂跡などと、跡形もなき方便説を出して、やしめ奉り、汚穢不淨  
を禁する皇國の古例を物の數ともせず、神々を蔑如し奉るより、  
神威の御怒りに觸れて、禍害も起る事にて、是れは神代より深き  
由縁ある事に候。

近來流布せる西洋風の理學は、實用にあたりて精妙にて、漢唐の名目外飾がちなる空理には、大に勝りたれども、國俗すべて利に奔りて、王臣を始め、國の制度も、交易を専らとして、商賈の意に等しく、人心の反覆、利によりて變じ、信義忠孝の意に乏し。それも醫藥窮理機巧のみに、我が國人の心をよする間は、大害を顯さざれども、その國俗に傳染せば、篤義の我が國風、漸々に、輕薄利用に移りて、政制の禍害となる事、必ず出て來べく、その期に至りては、急速に禁じ難かるべければ、かねて心得あるべきなり。

すべて、教法は、何れの國の道も、人の爲悪かれとする教はなき事に候へば、大意は皆同じくて、異なる事なしと思ふ人もあるが、大意同じとて、皆同一に害なしといふは、見識のなきより、既に迷へ

るにて、道異なれば、必ず教も異なる所あり。一には、其の國俗風土の差違によれば、國異なる時は、用ひがたき方もあること、論せずして明なり。二には、其の教への立てかたに、廣狹公私虛實あり。これは、理非を精究して辨別すべし。似て非なるもの世上に多し。三には、各好む所、眼目の付け所によりて、固僻をなし異論を生ず。是れは、正大公明なる眼より見る時は、その僻分明なり。其の正否を知るには、萬國萬法互に異同ある中に、共に同じくて異なる事なき所は、皆正しくて論ずるに及ばず。互に異を生ずる所は、何れにか非ありと知りて考究する時は、必ず其の異なる所に、習俗か狹見か固僻かを顯はすべし。これ、學者の他説に惑はされざる専用の心得に候。本居内遠翁著古學本教大意抄錄

玉鉢百首、平宣長

一一柱御祖の神ぞ、玉鉢の世の中のみちはじめたまへる。

同上

つきさかきいつの御靈の、天地にい照り徹らす日の大御神。

同上

高御座天の日嗣と、日の御子のうけ傳へます道は、この道。

家集、賀茂真淵

見渡せば、下つ千里の隈もなし。舊りぬる書や高嶺なるらむ。

春葉集、荷田東滿

ふみわけよ、倭にはあらぬ唐鳥の跡を見るのみ、人の道かは。

宗良親王千首和歌、大納言師兼

君の爲、民の爲ぞと思はずは、雪も蟹もなにかあつめむ。

後撰集、村上天皇御製

教へおく言たがはずば、行末の道遠くとも、跡は惑はじ。

### 第三章 經世の綱紀

經世の綱記とは、世を治むる大法にして、仁慈を以つて萬民を撫でやはし、天下を安泰ならしむるをいふ。さて、其の綱紀は、孝德天皇紀に、「悦ひを以て民を使ふ路」を、勅問せさせ給ひし時の、左大臣蘇我の石川麻呂の奏言に、「先神祇を祭り鎮めて、然る後に政事を議り給ふべし」とあるは、寔にさる事にて、諸の制度の、天下に施行せらるるは、幽世の神等の、其の制度を、まづきこしめして、幽より守り幸へ給ふにあらざれば、其の政化の熟くは行はれ難ければなり。さるは、もと、天つ神等の、其の天つ宮事を授け寄さし給へるも、多くは、神祭につきて教へ諭し給ひつるものなること、古き祝。

詞どもの趣にて論なく、この神祭を重んじ給ひつるは則ち神の御蔭に頼らざれば、協はざるが故なり。さてこそ、祈年祭、大嘗祭などの祝祠に、神漏岐、神漏美、命もちて、天つ神の社、國つ神の社と稱辭竟へ奉るとは見えたるなれ。なほ云はば、神武天皇紀なる、弟猾が奏言にも、「天つ社、國つ社を祭りて、然る後に、虜を擊ち給はば、則ち除き易からむ」と見え、欽明天皇紀なる、中臣賀麻、大夫、物部、尾輿、大連などの奏言にも、我が國家の天下に王たる者は、恒に、天地の百八十神を、春夏秋冬に祭り拜むを以て事となす」と見え、推古天皇紀なる詔には、「曩には、我が皇祖諸天皇等、國を宰めて、禮を神祇に敦くし給へり。今朕が世に當りて、神祇を祭ひ祀ること、豈怠ること有らむや。群臣、心を竭して神を拜くべし」などあるをも想ひ

合せて、此の趣を悟るべし。

されば、四時に就いて、其の祭り給ふべき神たちを、能く崇め祭り給ひて、群臣を使ひ、民を治め給ふには、専ら、彼の天つ神たちの仁慈の御心を御心として、世を治め給ふべきことは、產靈、大神の人毎に賦與し給ふ愛憐の情、即ち、仁慈の心魂の大本にして、伊邪那岐、大神も、與美國より還り坐せる時、桃に對ひて詔り給へる御言に、「汝吾を助けしが如く、葦原の中つ國に有らゆる、うつしき青人草の、苦瀬におちて患惱む時に助けてよ」とあるも、御みづからの憂苦に遇ひ給へるにつきて、先常に愛しみ給ふ人民の上を、思ひ掻て給ふ、深き仁慈の大御心の裏を、あな畏しと想ひやり奉るべく、天照大御神も、保食神の御體より生り出づる五穀を覽そなは

し坐して、この物は、うつしき青人草の食ひて活くべき物なり」と詔り給ひしも恒に、人民を親愛したまふ大御心を、暫時も忘れ給はざればこそ、此の物を覽そなはし、即ち、人民の事を、先詔り出で給へるにて、専ら、御父大神の御心と等しくましませばなり。かかるべは、是等の事蹟に就きて、天の下の政事につきては、第一に、仁慈を以て人民を治め給ふぞ、産靈、大神、天照大御神などの大御心なること、能く知られたり。されば、上代、其の本教を重んじ賜ひしかば、續日本紀なる文武天皇の御受禪の御時の詔詞に、「高天の原に事始めて、遠天皇の御世々々、中今にいたるまでに、天にます神のよさしまつりしままに、これの食國の天の下を、調べたまひ、平げたまひ、天の下の公民を撫てたまはむとなも、神ながら思ほし

めさくと詔りたまふ」とあるを以て、天下を調和し給ふも、平治し給ふも、公民を慈惠し給ふも、愛撫し給ふも、天に坐す神の御制令なる由を悟るべし。六人部翁顯幽順考論による

\* \* \* \* \*

風雅集、後宇多天皇御製

天つ神、國つ社をいはひてぞ、わが葦原の國はをさまる。

新葉集、後村上天皇御製

行末を思ふも久し。天つ社、國つ社のあらむかぎりは。

拾塵集、多々良政弘

ともすれば、人は怠る神垣に、神は常磐の世を守るらむ。

鈴屋集、平宣長

治れる御世のすがたを、千木高く、神の社に見る由もがな。

玉鉢百首、同人

今の世は、いまの御法を畏みて、けしき行ひおこなふなゆめ。

同上

皇神のめぐく思ほす人草ぞ、世の中の人悪しくすなゆめ。

同上

かもかくも、時の御法に背かぬぞ、神の眞の道にはありける。

#### 第四章 祭政一致

我が天皇の御祖先皇孫邇々藝尊に、皇祖天神の大御口づから説き誨へ給ひて、この国内の人民を、安らげく平らげく治め給はむには、先、その國土人民の大本たる天神地祇を、御祭祀せられずしては叶はざる故由を授け賜へるを、天津祝祠の太詔詞と申し、こ

れを惟神の道ともいひて、この道のまにく行はせ賜ふを、御祭事とはいふなり。

かくて、本居宣長大人の説に、「マツリゴト」とは、又、平伏事にても有らむか」と言はれしが、げにその義をも含みもちたる詞にて、すべて、此の天下の人民は、元、皇祖天神の御物なるを、天皇は、その御手代として、慈親の幼兒を愛育するが如くに、萬事に御心を盡させ給ふが、御職務の第一に有らせらるる事は、即ち、皇祖天神の御教詔の御主旨なり。

されば、天皇の、天神地祇を祭祀し給ふは、やがて、天下萬民を安泰にあらしめむ爲の御祈にて、天下萬民の、各、其の所に安んずるは、即ち、皇神天神の御依託に報い奉り給ふ道理なれば、上は天神地

祇を祭り給ふをも下は萬民を平治<sup>アラハ</sup>給ふをも共にマツリゴトとは申ししなり。

されば、マツリゴトは、上にのみ執らせ給ふことにて、下にては行ひがたきことと思ふべからず。上にて行はせ賜ふは天下の大政大祭にて、その中に、我れ人の涵浴すること、魚の水中に在るが如し。而して、下にて我れ人も程々につけて、祭事政事は仕へ奉るべきものにて、そは神職等の、其の神社に仕へ奉るは勿論にて、士農工商とも、その職業を以て奉公するは、皆、まつりごとに非ざるはなし。

上にいへる如く、マツリゴトとは、上に奉公するにも、下を平治するにもいふ詞にて、その一職を謹み務めて、敢て失墜せざるは云

ひもて往けば、幽世には天神地祇に顯界には天朝に仕へ奉る理となり。家にて祖先父母に仕へ奉り、兄弟妻子奴婢をも治めて、外には隣里朋友をもよく導くは、又、神にも君にも仕へ奉る理にて、皆マツリゴトにあらざるはなし。これを、皇祖天神の神隨なる道を行ふものといふ。

さて、神祭を分かてば、四つの別あるべし。一つには、朝夕の拜禮、又、例祭をいふ。これは平生に受くる大恩を謝し奉るなり。二つには、君父、他人、及び我が身の上を祈請するなり。三つには、禍難を攘ふをいふ。四つには、福祥を賜ひしを報謝し奉るなり。祭事は、大かた、此の四件に約まるべきなり。また、陰陽家にて祭る神あり。佛氏の祀る所、諸外國の祀る所の神もあれど、皇國の人は、神皇の系記を

審にし、諸社の本基を考へ知りて、世間の俗流に陥瀬すべからざるなり。矢野翁志斐語

附錄による

風雅集、後西園寺入道前太政大臣兼實

天つ神、國つ社と別れても、誠を受くる道はかはらじ。

正木葛、青木定信

五十鈴川、清き流れの末までも、澄めるや神の心なるらむ。

夫木抄、九條内大臣基家

神こそは、野をも山をも作りおけ、人に誠のみちを踏めとて。

壬二集、從二位家隆

何事も、夢とのみ見る世の中に、神の誠ぞうつゝなりける。

玉葉集、藤原爲守

皆人の祈る心も、ことわりに背かぬ道を、神やうくらむ。

續古今集、後嵯峨天皇御製

久方の天よりおろす玉鉢の道ある國ぞ今わがくに。

## 第五章 祖先崇敬

人の靈魂と云ふものは、千代常磐千代常磐につくることなく、消ゆる事なく、墓所にもあれ、祭屋にもあれ、其の祭る處に、きつと居る事で、それは、顯と幽とのへだてがある故に、此方よりは、其方を見ること能はず、また、彼方よりも、親しく、ものを言ひかくることもならぬ譯なれども、時としては、その形をも現じ、また誨言サドシゴトなどもいたす故に、ここをとくと辨へて、先祖代々の靈魂は云ふに及ばず、家に

つきたる人々の靈魂は皆、大切に心得て、外の神々の拜禮は闕くることありとも、先祖たちの拜禮をば、朝夕油斷なく、懇に致すべき事でござる。

先祖祭を、何よりも大切に致すべきわけは、先はじめ皇孫邇々藝命を、此の土に御降しなされし時、神漏岐、神漏美、命の思召を以て、天下を御治め遊ばすには、先以て、天神地祇を御祭り遊ばすやうにして、神離磐境と申す物に、御神靈を御安置遊ばされ、天、兒屋根、命、天、太玉、命に、其の御祭式を御傳へなされて、皇孫、命に授けて御降しなされたのでござる。此より、次々、火々出見、命、葺不合、命の御世御世、その御儀式の通りに御祭りなされたに依つて、御世の能く治まつたことでござる。さて、神武天皇様の御世に至つて、天下

御平安に成つたる時、鳥見の山中に於て、殊更に、皇祖天神を御祭りあらせられたでござる。すべて、古は何事も御自身の思召す儘には遊ばされず、一切、皇祖の神の御神慮を承けて遊ばされたのでござる。

抑、代々の天皇は、神とも神と御座す御事ながら、御先祖の御神靈をば、又、別段に崇敬遊ばされたる御事で、古は、いささかも御懈怠はなかりし所、彼の儒佛の道渡り来てより、自然と御粗畧に相成りたる方もあるは、いとも歎はしき事でござる。されど、いかに外國の道の弘まりたればとて、親先祖の靈前を粗畧にし、現在の父母に孝養を盡さぬと云ふはあるまじきことなれば、恐ながらも、順徳院天皇の禁秘御鈔の御文に習ひ奉りて、凡、家内、作法、先、先祖、

事後他事旦暮敬先祖之心無懈怠白地以先祖之祭屋及其墓の方不爲跡萬物隨出來必先祭之と云ふやうに心掛けて日々の供物は云ふに及ばず何によらず其の時々の珍しき物また日々に出来る物の初穂を備へ家の吉凶につけても吉事は其の事を申して先祖たちの御靈を悦ばしめ奉り又凶事はそれを善きに直し給へと祈りもいたし又身の程々に出世してその家のなほ榮えむことをも請ひ願ふべき事でござる。

さて吾が師の歌に「世々の祖の御かけ忘るな。代々のおやは己が氏神おのが家の神」と詠み置かれましたが此の歌に世々のおやと云はれたるは則ち代々の先祖と云ふこと其の代々の先祖は我が家の氏神ぞと云ふ心て各かく世に生れ出でて士農工商そ

の程々に家業がありて世を安く渡りゆくは皆その先祖の御かけ故一日片時もその御恩を忘るまじき事だに依つて朝夕怠らず孝養を盡せと云ふ心をば詠まれたものでござる天神地祇の御惠は言ふにも言はれぬほど大きくてそれは天地の間に彌りて廣大なるものだが我が家我が身に親しくつきたる神と云ふは實に先祖たちの靈魂であるから返す返すも組畧のないやうにして近きいへば此の身は先祖を祭る神主だと思ふが宜しいでござる。

それは神主と云ふ詞は今の世には神社に仕へて居る人のことだと心得てをるが古に依つて申せば神主とは神の大人と云ふ事で神を祭る本人と云ふほどの事であるから其の先祖の御靈

を祭る本人は、取りも直さず先祖の神主で、且は、先祖の御靈の御もりで、諸越ていはゆる祭主でござる。世にも、先祖の祭祀を絶やさぬやうに、子がほしいとか、家が大事だと云うて、人を見立てて養子を爲ることがある。それは、何の爲にする事ぞと根をおして尋ねれば、皆、先祖の祭り、吾がなき跡の祭りをさせんとて、致す事では、ありませんか。それを、子孫たる者が、心得違ひして済みませうか。人の道でありますから、其の出入にも心をつけて、出て行く時は、只今他行いたしますが、さぞかし御淋しくあらせられうが、暫く御暇を下されませば、た行先に於て、禍事もなきやうに御守り下され。又、家内も無事なやうにと申して、他出いたすべきこと、また、歸り

来ては、直に靈前に向ひ、只今歸りましたが、御かけに依つて、まづ、行先も恙なうござりました。さぞかし御淋しうござりましたらう、と云ふやうに心掛けねばならぬ。これが人の子孫たるものゝ道で、曾て以て、形容のみに致す事と心得ては宜しくない。

實に、先祖の靈魂は、我が祭のぬし、杖代と頼みに思はるる者が居らんでは、淋しく思はるゝは知れたことでござる。彼の孔子などは、能く、ここを心得たる人であつたる故、其の先祖の靈前に仕ふる狀が、論語に記されて、「祭如在」<sup>ルコトハガルコトハスカ</sup>、「神神如在」<sup>スカ</sup>とあります。が、これは、孔子の神祇にもあれ、祖先の靈祭にもあれ、其の祭る狀を見るに、其處に、其の神が、形を現して在すが如くて、有つたといふ事で、孔子の賢き心に、神の實有なることを知つては、斯くあるべき事で

ござる。但世間の儒者らに心得違をして、祭ること在すが如くせよ。神を祭るは、神の  
また、「雖蔬食菜羹必祭必齊如也」とも有つて、孔子は、常に食する所  
の蔬食、また菜羹の類といへども、必ず敬ひ齊んで、先祖に備へ祭  
つたと云ふことでござる。此の二條は、孔子の、神靈に對してする狀を、其の弟子等の、親しく見て記し置いたので、から人もなほ  
眞の道をたどる人は、かくの如くでありますから、まして御國に  
生れて古の道を信する人は、かやうにあるべきことでござる。

さて、先祖をかやうに大切にすべき謂れを心得ては、況して天神  
地祇を粗略に思ひ奉る人は、決してない筈のこと、又現に生きて  
おはし坐す親を、粗末にする人はなく、神と親とを大切にする人  
は、まづ、道の本立の固き人故、その人は、必ず君に仕へては忠義を  
盡し、朋友と交りては、信實があり、妻子に對しては慈愛があるこ  
ともないだに依つて、先祖を大切にするが、人の道の本だと、云ふ

のでござる。なぜと云ふに、其の先祖を大切にする行が、則ち孝行  
て、孝行なる人には、不忠不義の人は、決してなきものでござる。諸  
越の書にも、「忠臣は孝子の門より出づ」とも、「孝は百行の本なり」と  
も申したのは、このことでござる。さて、その先祖につかへ奉る道  
をつくす時は、俗の諺にも云ふ如く、神は敬ふに依つて、彌倍威光  
を増して、子孫に幸多く、禍事なきやうに守り下さる譯で、我が先  
祖を慕ひ奉る心と、子孫を思ひ給ふ先祖の御心と、親魂合うて、家  
も身も安らかに修まる事でござる。平田大人、玉  
多須岐抄錄

## 第六章 君臣の大義

皇國は、天照大御神の大御言に、豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、

これ吾が子孫の王たるべき地なり。汝皇孫の命、いてまして治すべし。さきくましませ寶祚の隆えまさむこと、天壤のむた窮りなかるべし」と宣り給ひし御言は、萬代を貫通して、其の皇孫の命の知しめすべく、定まれる國なる事は申すまでもなし。また高皇產靈神の大物主神に命せ給ひし大詔には、「八十萬の神を領みて、永らに、皇孫の命の御爲に護りまつれ」とあり。また天照大御神の天、兒屋命、太玉命に宣り給ひし大詔にも、「やよ、汝二柱の神も、同じく御殿の内にさもらひて、善く防き護らせ」とあり。また故に、天、兒屋命、太玉命及び諸部の神等を以て悉く、皆相援けしむなど見えたる如く、天照大御神の御子孫の萬代無窮に、大君と照り臨みて、知しめすべき御國なれば、其の天つ日嗣を知しめす天皇に對し奉

りては、この御國の内にあるものは、貴きも賤しきも、悉く天皇の臣民なれば、常によく天皇に隨ひ靡き奉りて、假にも、大御心に逆らひ奉ることなく、天皇の御爲には、父母妻子をも顧みずして、何時にも、生命をば、塵芥の如く、軽く思ひて仕へ奉るぞ、天つ御神の御掟にはありける。

されば、古の武將なる大伴氏の家に、語り傳へたる古語に、海行かば水漬く屍山行かば草むすかばね、大君の邊にこそ死なめ」といひ、又、その大伴家持主の歌に、「天地の初の時ゆ、うつそ身の八十件の男は、大君にまつらふものと、定まれる職にしあれば、大君の御言かしこみ云々」と、その家に傳はりつる古語に據りて、詠まれしなり。これらの語をもて、我が臣民たるもの限りは、悉く、大君に

よく仕へ奉るべき事をも悟るべし。而して、この國土山海萬物は、悉皆、大君の御物なれば、其の國土山海萬物のために、生育せらるものは、皆その生命をも致して、仕へ奉るべきこと勿論なり。やや後の御代ながら、弘仁年中に成れる靈異記に、「をす國の内のものは、皆大君の物なり。針をさすばかりの末も、私物はかつてなきなり。大君の思ほすままのわざなり」とあるを思ふべし。

そもそも、產靈、大神の人民をこの世に生産せしめ給ふ本因は、よく、朝廷に仕へ奉りて、忠誠を竭し、國土につきては、各、その功績を建つべく、また、其の心魂を鍊り固め、身體を強健にして、其の職業に精勤せしむべく、さて、死後には、幽世の御制令に隨ひて、この世に在りつるほどに、鍊り固めたる心魂をもて、天つ神の造化の衆

務を助け奉るべく、重任にも用ひさせ給はむが爲なり。されば、この世に在る間は、吾が身體は、全く、大君の御爲に生れ出でたるものなりといふ本義を、恒に能く明め置くべし。

さて、この世の人には、上中下の品位ありて、尊卑様々なれども、高貴の人はいふも更なり。下賤の人にも、此の本義におきては易る所なし。然るを、中古以來、皇國の古道、本教は、外國より來れる種種の道の爲に妨げられて、學者の人を教へ導くも、その説く所、區區たりしにより、天下の人民は、心裏の標的に迷ひて、ややもすれば、道をふみ違へむとせしは、慨かはしく憾めしき事なり。されど、今にありては、誰れ人も、よく、此の君臣の大義を明め置きて、事に臨みて迷ふことなく、その身命を致しても、よく、忠誠を竭して、そ

の美名を後代に残さむ事をこそ、心の掟とはなすべけれ。六人部翁、顯幽順考

よる

新後撰集、龜山天皇御製

すべらぎの神の御言を受け來つつ、彌繼々に世を思ふかな。

續後拾遺集、後醍醐天皇御製

世治り民安かれと祈ること、我が身に盡きぬ思ひなりけれ。

萬葉集、讀人不知

武士のおみの男は、大君の任のまにまに聞くとふものぞ。

同書、海犬養宿禰岡麿

御民われ生ける驗あり、天地の榮ゆる時にあへらく思へば。

新勅撰集、鎌倉右大臣實朝

山はさけ、海はあせなむ世なりとも、君に二心わがあらめやも。

春葉集、荷田東磨

遁れても、身は奥山の楓葉の、榮ゆく御代を祈らざらめや。

玉鉢百首、平宣長

物皆は變りゆけども、現神アキラカわが大君の御代はとこしへ。

## 第七章 親子の道

天地の初の時、神祖伊邪那岐、大神、伊邪那美、大神は、この大地につきて、御降誕ましましが、やがて、高天原なる皇祖の天つ神の御許に参上りまし、大御詔を承たまはりまして、その大御詔のまにまに、大地を造り固め給ひ、其の御子とます天照大御神は、御父大

神の大御詔のまにまに、高天原を知しめして、その授けたまへる御頸珠を御倉板舉神と齋き奉らせ給ひ、また、建速須佐能雄、大神の御母の御許へ参り給はむことを、御父大神に請ひ賜ひしなども、御父母の神に深く仕へ奉り給ふ御行と窺ひ奉られたり。

かくて、皇孫命の御降臨の時に、天照大御神の、三種の神寶を授け奉り給ひて、「此の御鏡は、専ら朕が御魂として、朕が御前をいつくが如く、同殿同床に坐さしめて、齋き奉り給へ」と詔り賜ひ、皇產靈、大神も、八柱の神等を、天津神籬に齋き奉りて、授け奉り給へるによりて、後の御世にも、神祭を以て、御政事の最第一とし給へり。即ち、神武天皇は、御世の始に、先、「朕が天つ神高皇產靈尊、大日靈尊、此の豐葦原、瑞穗國を、我が御祖彦火瓊々杵尊に賜へり」と詔り

たまひて、御軍中にも、先、御神祭を主とし給ひ、中つ國に入り賜へる時に、天津神籬を起し、靈畤を建てて、皇祖天神をいつきまつりて、大孝を伸ぶべきものなり」と詔り賜へるも、皆、上の神隨なる御政事を、受け嗣ぎ給へるなりけり。さて、萬葉集の歌に「大名持少彦名の神代より、言ひ傳てけらく、父母を見れば尊く云々」とあるも、また、深きゆゑある事なりかし。矢野翁、玉鉢物語による

\* \* \* \*

古言に、於夜と云ひしは、吾を生み成したる兩親を始めて、祖父母、曾祖父母より、前々の先祖たちを、幾代さきの遠祖にてもいへり。これを以て、古言どもに、於夜といふには、多く祖の字を書き來れり。また、子と云ふも、吾が生み成したる子は元よりにて、孫よりし

て、幾代の末をも子と云へり。これ古の道にて先祖にも子孫にも、いと親しくぞ聞ゆめる。然るを後には、此の古意を忘れて、吾れを生みたる兩親をのみ、オヤといひ、兩親の兩親を、祖父祖母と云ひ、祖父母の兩親を、曾祖父、曾祖母と云ふ事に成りたれど、それより上なる祖たちに云ふべき言なく、又、我が生みの子をのみ子といひ、其の子の生みたる子を孫といひ、孫の生みたる子を曾孫といひ、曾孫の子を玄孫と云ふより外に、語なし。これによりて、先祖をも、子孫をも、自然に疎々しく思ふやうに成り行く事なり。人情として、稚き者ほど愛しみ思ふ物にしあれば、子孫なれば、幾代後なるをも、愛しと思へど、先祖をば然しも慕はしく思はぬが、大凡の人の常情なり。古に、幾代前の先祖をもオヤと云ひ、幾代後の子孫

をも子と云ひしが、自然に厚き人情なりし言なること、頭を傾けて、深く思ふべき事にこそ。平田大人、玉禪抄錄

\* \* \* \*

人の生れ來し本をいへば、父母の大恩によれる事、いふまでもなし。さるを、世に、徒者<sup>トコロモ</sup>の、ややもすれば、親の世話にならぬなどいへるもあるは、言語道斷のことなり。若、その人の幼稚の時に、父母の棄てて育てあげざらむには、その身は生きて世にあるべしや。かかる理だに知らぬは、いかなる惑ひの甚だしきものにかあらむ。問はず語に、赤子より縁子といふ頃まで、父母の心づかひ至らぬ隈なし。火に近づけば手を出し、水に臨めば足をあがき、衣を瀆し寶を擢き、すべて、善からぬ限り、愚かなる限りを盡せど、これを悪

しとも怒る父母なし。物打ちわりなどすれば、取りをさめぬが息りと、みづから責む。これ、その子の智ひらけぬことを知りて、いとほしみ深きが故なり」といへり。

さて、その大恩ある父母の、またその本の、その本を推し極むれば、皇祖天神にましまし、皇祖天神は、天地萬物にも、盡くに大父母と坐して、その御嫡孫として、御天降ありし皇孫邇々藝尊よりして、御代々々天下を知しめすは、我が天皇におはしませり。されば、唐人も、忠臣は、孝子の門に求む」といへる如く、我が御國にては、親に孝あれば、必ず君に忠あり。君に忠あれば、必ず親に孝ありて、忠孝は、必ず一つなれば、御國にては、これを一語にして、「まめ」といへるなり。されば、此のまめなる人は、家に居ては、必ず家もよく治め、朋

友に交りては、必ず、朋友に信あるものなれば、これを道の本として、實徳を修め積む基とするなり。忠孝なくば、家屋を作るに基礎なく、川水の源なきが如くにて、其の他は、いかなる多才多能ありとも、すべて取るに足らざるなり。矢野翁志斐語  
附錄による

\* \* \* \* \*

そもそも、孝は、我が一家一身のことにして、天下國家の上に涉ること少きを、忠は、一家一身を取り統べたる上に、天下國家にも渉るものなれば、孝に比べては、いと重きものなり。されば、孝の方には、少し闕くることありとも、忠の方は、闕くべからず。忠孝の差別を、かく定め置きて、さて、孝の本義をいへば、まづ、我が身よりいふに、妻子は父母よりも親しけれども、父母の方貴く、父母の間にも、

母は父よりも親しけれども、父の方重く、祖父母は父母よりも疎けれども、父母よりも貴く、祖先は、親しく見も知らざれば、いよいよ疎けれども、祖父母よりも亦貴し。これ、先祖ありて其の家あり。家ありて代々の祖あり、代々の祖ありて父母あり、父母ありて我が家もあるなれば、其の家に執りては、祖先ばかり貴きはなし。されば、妻子と父母との間にもあれ、父母と祖父母との間にもあれ、比ぶる時は必ず我れに疎き方は貴く、親しき方は卑しといふ本因を、心の底に辨へ、知る時は、彼の妻子の愛に溺れて、父母を蔑にし、親を疎ぶるが如き心迷ひは、なかるまじき理にあらずや。また、此の尊卑の次第を辨へ、知る時は、父母よりも君は疎けれども、いよいよ尊きことわりなども、よく思ひ知られて、忠のためにには、父

母にも先立ち、家をも顧みずといふ、本教のいはれをも思ひ悟るべし。

さて又、こゝに一つの論あり。古書どもに、母の事を御祖<sup>おやぢ</sup>といひ、萬葉集の歌どもに詠める趣も、何れも、母を主として先とし、父を後にしたるを見て、皇國の上古も、西洋諸國の如く、女の方を貴重したものならむかと、疑ふ人也有るべけれども、それは、事の次第を知らざるものなり。其の故は、母には幼年の時より生育せられて、晝夜となく馴れ睦べるを、殊に、高貴の家にありては、その父は同居させざれば、自然に疎かりしにて、平生に打ち任せて親<sup>おやぢ</sup>といふ時は、たゞ母のことのやうに成りしにより、母をば御祖<sup>おやぢ</sup>とも呼び、歌などにも、母の方を、旨と詠めるも、殊に親しかりしにより

てなり。これ、自然の勢にして、何にまれ表を飾らぬ上古の質朴なる心より、詠み出でたる歌なればぞかし。上古にても、表だちたる重き事につきては、父の方を重くじたることは、天祖の、この大八島國を、皇孫命に授け給へる事を、神武天皇の御詔に、遍々藝命に係けて詔ひ、菟道稚郎子、太子の御言に、其の天位を定め給へる事を、御父天皇に係けて詔へるなどを、思ひ涉しても曉るべし。六翁人部論による

萬葉集、山上憶良

白がねもこがねも玉も何せむに優れる寶、子にしかめやも。

同書丈部稻麿

父母が頭かきなで、幸あれと、言ひし言ぞわすれかねつる。

同書、津守宿禰小黒柄

母刀自は玉にもがもや、戴きて、みづらの中あへまかまくも。

同書、作者不知

旅人の宿りせむ野に霜降らば、我が子羽ぐゝめ、天のたづむら。

後撰集、兼明親王

人の親の心は、闇にあらねども、子をおもふ道に惑ひぬるかな。  
拾遺集、菅原大臣道真母

久かたの月の桂も折るばかり、家の風をも吹かせてしがな。

新後拾遺集、前大納言爲氏

たらちねの、ありて諫めし言の葉は、亡き跡にこそ思ひしらるれ。

門葉集、鶴若丸

やゝ積もるわが身の年を思ふにも、まづ、たらちねの老ぞ悲しき。

新千載集、康賀王母

六帖詠草、小澤蘆庵

人の子の親になりてぞ、我が親の、思ひはいとゞおもひしらるゝ。

家富みて、あかぬことなく仕ふとも、報いむものか。親の恵みは。

同上

子をおもふ道に惑ひて、今ぞしる。ちゝぶの山の深き恵みを。

玉鉢百首、平宣長

父母は、わが家の神わが神と、心つくしていつけ人の子。

### 第八章 夫婦の睦

この世の初に、高皇產靈、大神、神皇產靈、大神は、おのづから妹背の御神徳を備へおはし、天地萬物を鎔造化成し給ひつれば、天地は

いふも更にて、其の間に成りと成り出づる物は、また、おのづから男女のさまを具備せざるはなし。かくて、伊邪那岐、伊邪那美、大神は、皇產靈、大神の御教に因りて、妹背の道を始めたまひ、國の八十國、島の八十島を生み成し給ひ、八百萬の神、及び萬物をも生み給ひ、いやはてに、三柱の貴御子<sup>ウタクニコノミコト</sup>を生み給ひて、皇祖天神の御依託を事終へまし、すべて、世の中の夫婦の道を始め給ひしなり。さて、我が御國の古典に見えたる詔詞に、「食國<sup>エシコト</sup>の天の下の大政は、獨り知るべき物にあらず、必ず後<sup>アヒテ</sup>への政有るべし」とありて、皇后を定めて、御内政を委ね給へるは、本、高皇產靈、大神は表に立ちまして、神界ながら外事を掌り給ひ、神皇產靈、大神は裏に立ちまして、その内事を掌り給へるより、起れる御ことなり。されば、伊邪那岐、命に、

伊邪那美、命の相配ひまし、大國主、大神に、須世理毘賣、命の相偶ひまして、その大事業を成し給ひ、天忍穗耳、尊には、榜幡千々姫、命の相偶ひまして、邇々藝、命の生れ給ひしより、次々に、皇后を撰び立て給ふことを、いと重きこととし給へるは、皆、皇祖天神の大御心に因れるものといふべし。

かかる道理なれば、古典に、男女二柱、神を、天地と別ちて、天之御柱、命、國之御柱、命、また、天之狹土、神、國之狹土、神など、いと多く見えたるを思ふべく、また、伊邪那岐、命は、左に上に生れ賜ひ、伊邪那美、命は、右に下に生れ給へるも、また、「吾は男にしあれば、先に唱ふべき理なり」と、伊邪那岐、命の詔りたまひしも、皆、神隨の道に因れる御事と窺ひ奉られたり。

さて、男神は、御兒神等を多く持ち給はむために、后神をあまた召されし御事もあれど、女神は、一柱ならでは、夫、神に合ひ給はざりしも、神隨の道なる事、須勢理毘賣、命の御歌に、「我が大國主こそは、男にいませば、うち見る島のさきぐ、かき見る磯の前おちず、若草の妻持たせらめ。あはもよ、女にしあれば、汝おきて夫はなし。汝おきてつまはなし」と、詔りたまへるにて、いとしるきなり。かく、上代には、女神の異夫、神にあひませること、決してなかりしは、夫婦の道の、いと正しかりしものにて、此の大后神たちの神隨なる御教を、よくこそ習ひ奉るべきなれ。

また、素盞鳴、大神、奇稻田比賣、命を娶さむとて、其の父母の名を問はせ給ひ、其の父母も、大神の御名を問ひ奉りしこと、また、彦火、邇

々藝尊の木花咲耶姫命の御名を問はせ賜ひしことなどは、人の世の婚姻にも男女両方の氏姓を尋ねる本縁にて、これまた、大神の道にぞ有りける。但し、上代は、皇后はいと重き御事とし給ひて、尊き神等、また、皇子皇孫等の御女ならでは、立て給ふこと無かりしこと、古事記傳に委しき説あり、また、天皇の御上のみにあらて、諸王諸臣までも、婚姻の道の正しかりしこと、職員令などを見て知るべし。矢野翁、玉梓物語による

\* \* \* \* \*

夫婦の間は尊卑に依らず、夫は婦を愛憐し、婦は夫に隨從して、共に力を併せて、其の家業を勤め行ひて、よく父母を孝養し、子孫を生育し祖先を辱しめず、家門を繁榮せしむべく努むべし。抑、夫婦

の間は、男女につきて尊卑あるにあらず。唯、その契りを結ぶに到りては、夫は表に立ち、婦は裏を守るべく、神の掟てさせ給ひつるものなれば、萬事をなし行ふにも、此の掟を常に忘るべからず。而して、男女ともに、愛憐の情は、即ち產靈、大神の賦與し給へるものなれば、恒に、夫婦の間は一體と思ひて、喜怒哀樂を共にし、患難辛苦をも共にして、その生涯の勤めをなし行ふべし。然るを、支那の教に、「夫婦別あり」といへるは、夫婦の間は、親しきに過ぎて、なれなれしく成り易きものなるゆゑ、それを抑へて制止したるなれば、強ひて悪しとも言ひがたきなり。されども、かく教へ立つるより、ともすれば、夫婦間の睦び疎くなり行きて、遂には、和き諧はざるに至るもの少なからず、心すべきことなり。

さて、又、支那は、上古より、男子、權を專にして、女子を卑しむる國俗なるを、皇國にも、彼の國の學盛に行はるるに就いては、何時とはなしに、其の風俗移り来て、女子を物の數ならず思へるが上に、佛教の行はるるに至りては、女子は、素より罪障深きものとして、自らも、ただ謙遜する習慣と成りつるなり。而して、支那にて、男子の權を專にせるは、彼の國の古に、左袴の俗を、右袴の俗に改めたるに思ひあはすれば、萬國共に、女子を重んずるに逆らひて、殊更に、之を貶したるにあるべし。又、佛祖が、女子を罪障深き由に説きたるも、全く、天竺の古俗には、女子を貴びたるに、逆らひたるものなるべし。此等の説には、拘り泥むべからず。但し、しか言へばとて、男子は、妻の容色に溺れて、善惡の差別を知らず、唯、女の言のみを

聞き入れて、家事を柰り、或は、親戚從類に疎まるる如き、愚蒙の所爲に陥らざるやう、深く慎まずばあるべからず。

又、妻は、裡クナを守るべき者なれば、その夫の、表に立ちて外事を勤むるに就きては、種々の人事世態に關はる事なども、多かる物なるを、自らの心の狹小なるに引き比べて、夫の所爲に指し出で口し、或は、嫉妬がましき言どもありては、よろしからず。これ、女子の最も慎むべきことなりけり。

凡そ人の妻たるもの、生涯其の夫を貴びて、貞操を守るべきこと、素より言ふまでもなく、彼の大國主、神の大后、須世理姫、命の御歌を見て、その貞操を重んずべきは、太古よりの、神の御定めなる事を悟るべし。六人部翁、顯幽順考論による

萬葉集、作者不知

秋風は、日にはけに吹きぬ。君妹子は、いつとか吾をいはひまつらむ。

同上

遠くありて、雲居に見ゆる妹が家に、早く至らむ。歩め黒駒。

同上

大船の、おもひ頼める君故に、盡す心はをしけくもなし。

同上

荒磯アリ越え、外ゆく波のほか心、我はおもはじ。命しぬとも。

同、安部女耶

我せこは、物な思ひそ、事しあらば、火にも水にも我れなげなくに

常山詠草、贈太政大臣源光國

池水につがはぬ鴛鴦の心をば、今ぞ我が身の上にしりぬる。

三草集、少將済定信

つつましき新手枕の心をば、妹せの道の末もわするな。

玉鉢百首、平宣長

ぬえ草の、妻子やつこらは、皇神の授けし寶愛ハシみせよ。

## 第九章 兄弟の愛

伊邪那美、大神、下津國にいてまさむとて、與母津平坂に至りまして、吾が那勢、命の知しめず、上津國に、心悪しき御子を生み置きて來ぬと詔りたまひて、元の宮に返りまして、更に、御子水、神彌都波能賣、神と、土、神埴安毘賣、神と、二柱を生み賜ひて、此の心悪しき御子の心、荒びなば、水、神、瓢、土、神、川菜を持ちて鎮め奉れと、事教へ悟

し給へるは兄弟互に睦びあふべき道を教へ給へるなりけり、又素蓋鳴大神の夜見の國にいてまさむとて、雲霧をふみ涉りて、遙に高天の原に参上り給ひて、御荒び有りし時も、天照大御神は思親の御心もて、咎め給はず恨み給はず、恕め賜ひて詔り給はく、屎なすは、醉ひて吐き散らすとこそ、我が那勢命かくしつらめ。又、溝埋むるは、地を惜しひとこそ、我が那勢命かくしつらめ」と、詔り直し給へる由も見え、素蓋鳴大神も、遂に大祓の御功にて御心明く清く成りはて給ひて、此の國土を造り初め給ひ、さて後に夜見國に入り坐さむとて、更に、天上に参上りましし時に、今正に、根國に罷らむとするを、若姉の命の相見奉らては、え離り奉らねこそ、清き心をもて、またまゐ上り來つれ、姉の命、天津御國を照臨知しめし

て、平安きくましませ」と詔りたまひ、草薙神劍を、「此は神劍なれば、われ私にもち崇くべきにあらず」と詔り賜ひて、殊更に、御孫の神をして、大御神の御許に奉らせ給へるなど、皆いといと有りがたく辱く尊き御親愛の程、測り奉らるるなり。かれ、水神、土神は更にもまをさず。風神、火神、金神、水神、土神、五柱の大神等も、祓所の四柱の大神等も、大山祇神、大雷神、高龐神、三柱も、志賀の三前の大神、住吉の大神等も、皆、御心を睦び、御力を合せて、天地の間の萬物に、とことはに幸ひ給ひ、宗像の三前の大神、國造りましし大神を、後より輔佐し奉り給ひて、幽政を知しめすなど、いかに畏き御ことならずや。

兄弟を、波良加良といふは、同腹軀骸の義にて、親族、家族などの

中にも、殊に親しき由の稱なるべく、「箸向ふ」弟とかかる枕詞も、元は兄ともつづけて、恒に相對ひ居て、事業を成し遂ぐるより、いへるにやあらむ。大納言光頼卿の歌に、「古も類ひもあらじ、わが宿に枝をつらぬるかしは木のかげ」と、詠まれたる如く、同じ枝といふも、古よりの稱と聞えたり。

さて、人の世となりて、神渟名河耳、天皇綏の御兄神八井耳、命と、天津日嗣を互に譲らせ給ひ。水鏡愚答抄の説によりて申す。 大鷦鷯、天皇仁と、菟道稚郎子、命とも、億計、天皇賢仁と、弘計、天皇顯宗とも、各御位を相譲らせ給ひ、嵯峨天皇の、淳和天皇の太子を、二柱まで皇太子と定め賜へるなど、いとめてたき御事にこそ有りけれ。矢野翁、玉鉢物語による

兄弟は、幼稚の時より、同じ家に生育して、其の親みの深きこと、いふも更なり。而して、兄弟は、共に、父母に孝養すべき故由をだに知りたらば、その父母の慈愛する兄弟なれば、それを疎畧にせば、父母の心にも協はざることを思ひ、父母のいます間は、その心に任せ、父母なくなりつる後も、恒に、其の心を思ひやりて、兄弟共に親み睦び、互に家門の繁榮を計るべきことなり。六人部翁、顯幽順考論による

萬葉集、坂上大娘

我が宿にもみづる楓見る毎に、妹をかけつつ戀ひぬ日はなし。

玉葉集、一條院讀岐

紫の色にいてては言はねども、草のゆかりを忘れやはする。

第九章 兄弟の愛

六五

常山詠草、贈太政大臣源光國

數ふれば、君が齡のたか松や、連なる枝も千代にならはむ。

六帖詠草、小澤蘆庵

春日野のはらからこそは、世の中のうきたの森の嘆きをもとへ。

三草集、少將源定信

埋火のあたりのとかに、兄弟のまとゐせし夜ぞ懲しかりける。

## 第十章 朋友の交

神皇產靈尊の大詔もて、少彦名命に、汝、葦原色許男、命と兄弟とな  
りて、その國を作り堅めよと詔り賜ひ、その大詔のまにまに、大己  
貴命と、少彦名命と二柱、力を戮せ心をもつびて、天下を經營り給  
ふと見え、萬葉集にも、大穴道、少御神の作らせる妹背の山を見ら

ぐしよしも。また、大汝、少彦名の、いましけむ、しづの石屋は、いく世  
へにけむなど、多く見えたる如く、二柱の大神は、並び給ひて、大八  
洲の國を經營固め成し給ひ、さて後に、少彦名命は、外つ國を造り  
にいでまし、遙か後には、國造りましし大神も、外つ國へ渡りまし  
しを、白髮大倭根子天皇清の御代に、大三輪の御社なる興津磐座  
に、少彦名大神の還りまし、又、重ねて、文德天皇の齊衡三年十二月  
に、二柱の大神は、相共に、常陸國に還りまして、昔、此の國を造り終  
へて、去りて東海に往きしを今まで、百姓を濟はむとて、歸へり來  
たれりと詔りたまへるまにまに、宮作りて鎮め祭れり。

此の御故事をもて、朋友、また義兄弟となることも、天皇祖神の御  
教に因る事とぞ知られける。また、阿遲志貴高日子根神の「我は愛

しき友なれこそ云々とも、朋友の道とも詔へることも見え、武甕槌、神、經津主、神、二柱相與に天下を掃ひ平げ給ひしを、普都、大神とも、布都、御靈、神とも申して、一柱の御名にも稱へたる、また、皇孫、命の御天降の時に、天照日、大御神の大詔にて、天、兒屋根、命、天、太玉、命に、同じく御殿の内に侍ひて、善く防き護れとも、大前の事取り持ちて申し給へとも詔り給ひ、五件、緒、神を始めて、大伴、佐伯、物部等の諸伴の裔の氏々の、いやつきつぎに、神代のまにまに相受け繼ぎつつ、大朝廷に、忠孝に仕へ奉らしし事は、古典を見て知るべきなり。

かくて、我も人も、その友なる人によりて、正しくよき方にも變り遷り、また逆しまの横さの方へもふみだがふわざにしあれば、皇

きわざなりかし。矢野翁、志斐語  
附錄による

古今集、素性法師

神等の御上を、よく神習ひて、友伴は、よく選びよく見て、交りぬべきわざなりかし。

萬葉集、橘宿禰久成

思ふどち、春の山べに打ちむれて、そこともいはぬ旅寢してしが。

金葉集中納言通俊

さし登る朝日に、君を思ひ出でむ。かたぶく月に、われをわするな。

自歌合、中原遠忠

思ふこと、我にひとしき友もがな、言ひあはせつつ世をすぐさまし。

常山詠草、贈太政大臣源光國

白雪の、ふりしむかしの友ならで、誰かとはまし。深山べの里。

漫吟集、阿闍梨契沖

別れきて、友を思へば、馴れ馴れて親しき程は、うときなりけり。

家集、賀茂真淵

「思ふ人あらば嬉しき身ならまし。有りのすさびはある世ながらに。  
六帖詠草拾遺、小澤蘆庵

諸共に老いにけるかな。大丈夫が別れにかくや袖しほるべき。

## 第十一章 修身齊家

人間一生の勤めは、忠孝の道にあり。聖賢の千萬言も、皆、忠孝の爲なるべし。忠孝を勤めむと思はば、主君、並びに先祖父母を、常に忘るべからず。恩を知らぬ者は、不慮の災難にあふことあり。油斷すべからず。又、主君に奉公するは、原因を報いむためと心得べし。

おのれが立身の爲と思ふべからず。立身の爲に奉公すれば、我が心の如くならざる時は、主君を恨み、朋輩を謗り、非義の企も起すが故に、却つて、主君の心に背き、朋輩にも見限らるるものなり。親に孝行を盡すには、畢竟、親に苦勞をかけず、親の心の安堵する様に、身を持つこと肝要なるべし。此の心を本として、一切の孝行をなすべきなり。人々、その職業をよくつとめて、惡しき事に立ち交らず、行跡正しく養生をよくして、父母の心を安んぜんこと、第一の孝行たるべし。

兄は、弟を子の如くに憐み、弟は、兄を親の如く敬ふべし。朋友の交りは、心に叶はぬ事あれば疎くなる習なれども、兄弟の間は、心に叶ぬ事あればとて、疎くなるべき道あらず。よしや、不快の事あり

とも、互に堪忍して、その誠を盡すべし。夫婦の間は、少しの事よりして、不和になることあり。堪忍の心の薄きが故なり。互におもひやりこらへあひて、夫婦の道を全くすべし。夫婦和合せざれば、一家治まらず。忠孝の道も缺くるものなり。

妻を離別する事、人倫の大變なり。妻の行跡、あしく、雙方の親類も見限る程の事あらば、離別しても苦しからず。朋友の交には、遠慮の心を忘るべからず。心安きに任せて、無禮のことあれば、親友にも疎遠になり、不慮の難儀等も起るものなり。朋友の心をよく察して交るべし。人の嫌ふことを言ひ、口論などして、大事を仕出す事多し、慎むべし。

目上の人を批判すべからず。朋友のことを謗るべからず。愚者を

侮り、人を輕んずべからず。短氣なる者は、事を仕損じ身を破ること多し。我が生れつき短氣なりと氣附かば、隨分、堪忍の心を用ひて、いましめ慎むべし。

短氣は、大かた我がままより起る。堪忍は修身齊家の樞機なり。衣服、食事、家計も、皆、忍ぶに非れば全からず。

人の隱密にする事を、見聞くべからず。人の秘藏する物を所望すべからず。假初に約束せし事も、變ずべからず。成るまじと思ふことを、卒爾に約束すべからず。偽を言はむと思はずとも、言葉多ければ、思はぬ相違を生ずるものなれば、言葉は少くて有りたきものなり。人多く集まれる所にては、ことに言葉を慎むべし。

不慮の仕損じは、よき人にも有ることなり。それは恥にあらず。我

が仕損じを人の仕損じにするは、大なる恥辱なり。人の仕損じを我が身に引きうくるは、見事なり。苦勞を逃れむとすれば、義理に背き、不覺の名を得ることあるべし。人の苦勞を我が身に引きうけむと思ふは、義に叶へる人と稱美すべし。出仕する人は、人より半時早く出で、半時遅く歸らむと心がくべし。

家宅諸道具衣類は、その身の分限より、少し軽きはよし。分限に過ぎたるは宜しからず。又、無用の費をなさず、正路に儉約を守るべし。儉約は、わが身の不自由を堪忍するにあり。これ即ち、足ることを知るなり。事足れば、足るに任せて、事足らず。たらて事足る、身こそやすけれ。

諸事を思按するには、我が爲に善きか悪しきか、と思按すべから

ず。義理に當るか當らぬかと、思按すべし。萬事を行ふに、初より、心もとなしと思ひて、念入れしことは、仕損じなし。始より、十分によしと思ひしことは、油斷する故に、仕損じあるものなり。面白しと思ふ事は、度々重ならぬ様にすべし。何事をなすにも、まづ、其の害になることを知りて、よく防げば、其の事成就して、後悔なし。人の疑を受けむと思ふ事は、せぬがよし。不慮の幸あれば、不慮の災ありといふこと、軽き事にもあるものなり。忠孝の道を務めて、暇ある時は、何にても、害にならぬ事は、覗び慰むべし。世の毀りも、人の苦みも顧みず。心のままに遊興するは、家を破り、身を亡す基と知るべし。柳營夜話による

## 第十二章 家長の心得

老人物語に、一家の主人は、風俗の出づる源にて、家内の人の、善になるも惡になるも、主人の好む様になる物なれば、恐れても恐るべき、慎みても慎むべきは、主人の身なり。又、吾が身の事が、吾が心にだに、思ふ様にゆかぬ物なれば、召使ふものを、思ふ様にせむと思ふは、大きな僻事なり。使はるる者は、凡べて、身も心も届かぬ事多きものなるを思ふべし。

又、人を使ふ者は、苦樂をも、使はるる人と共にすべし。苦勞の事は、まづ吾が身を先立て、樂しき事は、人を先だて、我が身を後にすべし。主人の身、遊樂を好めば、使はるる者も、亦、遊興安逸を願ふ様に

なりて、いと見習ひ安く、終に身を保つこと能はず、深く慎みて、必ず、使ふ人に、安逸を教ふべからずといへり。

或人も、家持ちとなりては、第一に、我が身を正しく持ちて、親子兄弟夫婦の中親しく、子妹に道を習はせ、家人を憐み、常に善事を好み、惡事を嫌ひて、家業に怠たらず、儉約を守り、家の風儀を厳しくして、男女に別ある事をよく教へ、毎日、家人に各の所作をいひ付け、屋宅、藏、壁、垣等の破損を早く修理し、衣食住は、人間第一の物なれば、飯米、炭、薪、味噌、醤油等を、よく貯へ置くべし。總べて、禍は、利を多く求むるに依りて、おこる物なれば、利を求めむより、家業を晝夜よく務めて、金銀を猥に費さぬ時は、禍なく、福は自ら盛りに成る者なり。小人の間言讒言を用ふべからず。もし、身上に大切な事

あらば、思慮ある老人の了簡を受けて用ふべし。我は十分の利ありて、善しと思へども、傍より見れば、惡しき事多き者なり。

總べて、若き時に、よく勤苦みて、家を興さむことを志すべし。親等の志を受けて、我も亦、新規に家を興してこそ、一人前の人といふべけれ。勤めは天の道にて、天は晝夜巡りて止む時なく、慎みは地の道にて、地は靜にして萬物を生ず。勤めと慎みとは、天地に従ふ法なり。又、親類朋友には、よりより麁飯<sup>ソウバン</sup>にてもふるまひ、打ちより樂みて情を厚くすべし。家正しくて、家内和睦すれば、子孫も永續し、家も繁榮すべし。家の盛衰は、朝起きの早き晩きにありといへり。矢野翁著、三條大意摘錄

### 第十三章 正直勤勉

人の此の世に生れ來つるは、遇然に似て遇然にあらず。いかなる工匠の名人ありて、巧思を窮め盡して、數百日の工を以て、作りいだせる生人形にても、ただ、形の人に似たると、動き活くとのみにて、言語も應對もなしえざるを、人は、四肢百節を備へ受けて生れたる上に、又、靈魂といふ物ありて、これが主君となり、その一身のみか、他人をも治め、萬人の師表ともなるべきは、ただに、父母の恩のみにはあらず。その根元をいへば、皇祖天神の微妙なる御靈徳に因りて、生み出だされたる物にて、その奥義は、容易に知らるべき事にあらず。かかる微妙なる身軀を得て、かく、食べて著て家に

住み居るは盡くに天神地祇の御恩と、天朝の御蔭とによらざるはなきなり。世には、鳥獸だに受けたる恩は報ずるものあり。況して、人間としては、その分々に應じ、其の職業を務めて、この大恩徳に報い奉らざらんや。

すべて、天地間の萬物、皆、その職業あり。これによりて、四時晝夜も行はれ、百穀、鳥獸、草木も、生々化々するなれば、上は天皇を始め奉り、王公大人も、各、其の職業を怠り給ふことなし。されば、神官は誠敬を盡して、神祭を精勤し、士は武事を鍛錬して、國家の干城と爲り、農は四時の氣候をよく考へ、土地の適不適を知りて、五穀その他の物を作りいたし、工は家屋器物その他を造りて、國家必要の用を足すべく、商賈は多分の利を取らず、有無を轉じて、雙方共に、

利益を得る様に謀るべし。かく、其の職分をよく守り、各、奸術虛偽を除き去りて、公平正直に務め行かば、その分に應じて、よく、一家を治めて、父母を養ひ、妻子親族を惠むほどの活計は、自ら出來るべきことなり。

さるを、士は放盪にして、君臣父子の大道をも、その俸祿を賜はれる故をも解せず、農は耕耨を事とせず、工は人の依託にそむきて、その作器、用に中らず、商は高利を貪り、欺偽を巧にして、すべて、惡心穢行を事とせば、よし、一旦は富貴榮華を得ても、そは風前の燈、春日の霞に異ならずして、必ず、天神地祇の冥罰に中りて、その幸福は、忽に亡び盡くるものなり。

されば、如何にして、眞の富貴を保つべきぞと云ふに、人々、皆、正直

忠誠にして、陰徳を積むに如くはなし。小惡にても、積りては大惡と成り、小善にても、積りては大善となること、塵も積りて山となるといふ譬の如くなれば、心の中に悪念の萌すは、妖鬼に見こまれて、邪路に引かるるなりと、甚だ恐れて、自ら猛省して、過ちを改めて、善に遷らば、天神地祇の見直し、聞直し、賜ふ事は、大祓詞を拜見しても知るべきなり。

是を以つて、人々、その心を赤く清くして、假そめにも、奸曲邪佞をおもはず、正直に忠誠にして、其の職を怠ることなく、他人の病苦、貧苦等の種々の難難をも、憐み救ひて、慈仁を加ふべし。これ、その富貴榮華を永く保ち、之を子孫に受け傳へしめ、己が身は、死後に善神と成りて、無窮の大福を受くる基にぞ有りける。矢野翁、志斐語  
附錄による

風雅集、伏見天皇御製

天つ空照る日の下にありながら、曇る心の隈をもためや。

雪玉集、逍遙院内大臣實隆

曇らぬを、神代ながらの心ぞと、空にいさめて、月やすむらむ。

玉鉢百首、平宣長

命つぐくひものきもの住む家ら、神の恵みぞ、君のめぐみぞ。

同上

いざ子ども、さかしらせずて、靈ちはふ神の御しわざ助け奉ろへ。

目に見えぬ、神の心の幽事は、かしこきものぞ。おほにな思ひそ。

## 第十四章 丹心の鍊磨

天地の間には、萬物とて、土石の類、草木の類、鳥獸の類など、數百萬

種と多き中にも、殊更に人は靈物といひて、僅に五尺左右の體にて、天地と相並び立てる事は、其の天地萬物をも御造化遊ばされし、皇祖天神の御上に、その身體靈魂ともに、能く背えて生れ出で、此の身體も、いと奇妙なる物なるが、靈魂は、更に靈妙なる物にて、その中に、丹き心といふ至善の徳を備へ、これより、君臣父子夫婦兄弟朋友の道などをも、發揮して行ふものなるが故なり。

この故に、伊勢の大御神の御教詔には、「黒き心なくして、丹き心を以ちて仕へ奉れ」と詔へるが、この丹き心の根本は靈魂にて、靈魂は頭腦に安處して、一身の主宰となり、天つ國及び君父の象あり。また、その四肢百骸は、地にして、又、臣子の如き象あり。一身の内には、天地の理も、君臣の道もこもれるなり。また、人の両手は兄弟の

如く、兩足は妻子臣僕に喻へつべく、手足の十指は、朋友衆人に比ぶべし。されば、天地の理を推して、一身の上に及ぼし、一身の理を推して、一家に及ぼし、一家の理を擴めて、一國一天下にも及ぼすべし。かくて、天下の本は國、國の本は家、家の本は身、身の本は一心に歸着するものなれば、大いに此の心を擴むれば、上下四方に充ち溢れ、小さく此を約め藏むれば、一身の内に復歸するなり。さるを、世には、この丹心を變化して、黒心となせる者あるは、主君たる靈魂を凝らし固むる事を知らずして、耳目口鼻體などいふ諸役人の嗜欲に引き惑はされ、その主君たる威光も暗まされて、靈魂は、全く、庸愚の主と成りはてたるなり。

人は、主君たる靈魂を、常に、堅固に築き立て凝らして、火に入ると

も、水に入るとも、焚けも溺れもすまじと、その心志を練り立つれば、靈智もいよいよ明かに、勇氣も常に凜然として、胸中もおのづから安泰にて、物のは是非曲直を辨ずること、火を見るが如く明かにて、悪魔も其の間を伺ふを得ず、豺狼も爪牙を措くこと能はず。邪疾も侵入する處なく、盜賊も窺ふべき隙なく、亂臣賊子も狂謀を施すべき術なくして、遂に、皆、善に化して、我が旗下に服従するに至るべし。故に、人は、務めて丹心を練り固めて、黒心を恐れ遠ざくべく、かくして、恒に善行を務め、陰徳を積みなば、天地萬物の大父母とます、皇祖天神の大御心にも協ひて、正しき君子となるべきなり。さるを、常に黒心を以て、惡事逆行を爲せば、皇祖天神の大御心に背き奉りて、人非人と成り、禽獸と類を同じうすべし。本性

の丹心を養ふと、此を取り失ひて、黒心に遷るとは、善人と悪人との、因りて分るる岐路にして、その一代の得失も、後世子孫の存亡も、皆、これに因りて定まるなり。

さて、世に不忠不孝不慈不義の無賴者を、人面獸心といへれども、蜂蟻には、君臣の分もあり、食物を蓄へて、冬を防ぐ智もあり、諸鳥や猿熊鯨の親子相愛し、犬の主恩に報いし事も、古今に甚だ多し。惡物の例に引き出でらるる豺狼だに、人を助けしこと多く、其の外の鳥獸には、善き行ひせしこと、數しらず聞ゆれば、彼の無賴の非人をば、獸心といへれど、禽獸よりも、遙に劣り果てたるものといふべし。

されば、不忠不孝不慈不義にして、禽獸にも劣れる者は、人と生れ

しかひもなきものなり。よくよく此を思ひ慎み懼れて。黒心を持つことなく、一向に丹心を保ち養ひて、皇祖天神に仕へ奉ることを、第一とすべきなり。また、さる非人らも、「汝は人に非す」と言はるれば、必ず愧ぢ怒るを見ても、いかに本性を失へるものも、少しは良心の残れるなるべし。さらば、悪人とても、その僅に残れる良心を知り得ば、之を守りて失ふことなく、譬へば一點の火も、大空を焦すべき、大火とも成る如く、よくその良心を振り興し、丹心を積み凝らして、黒心穢心をば、なごりなく焼き滅ぼして、本性の至善に立ち歸るべきことなり。矢野翁、志斐語  
附錄による

\* \* \* \* \*

## 古今集、小野小町

色見えてうつらふものは、世の中の人の心の花にぞありける。  
後撰集、作者不知

なき名ぞと、人にはいひてありぬべし。心の問はゞいかゞ答へむ。  
風雅集、從二位爲子

心だに、我が思ふには任せぬを、人を恨みむ言の葉ぞなき。

## 拾玉集、前大僧正慈鎮

大空の、思はむことも耻かしな。さし仰きつつ、かくてすごさば。

一筋に、人をも身をも思ふかな。打つ墨繩の直かれとのみ。

## 春葉集、荷田東満

世を憂しと、難波の江やは恨むべき。わざもあしかる身をしら

玉鉢百首、平宣長

から人のしわざ習ひて飾らひて思ふ眞心いつはるべしや。

関田詠草、伴蒿蹊

よしあしに移る習ひを思ふにも、危きものは心なりけり。

ずして。

### 第十五章 正氣の養成

人は小天地にて、天地の二氣を正しくうけて生れ、常に、天地の氣に感通するものなれば、その日々に爲す所は、一切に日輪と共にして、夜明くれば、人も俱に起き出て、その照し給ふ間は、士農工商ともに、其の業を勵みて怠らず。日暮るれば、俱に休みて、日々の用事を考へ、明日の事を思慮す。かくの如くに、年中怠らず勵むこと

は、神武の氣なくては、倦み怠りて、其の志を遂ぐること能はず。神武の氣を常に執行するには、先、其の心氣を正しくして、毫毛も無道邪氣に預らず。難儀に臨みても、免れむことを思はず。苦みをも苦みともせず。危きを見ても恐れず。萬事につけて、未練柔弱の心を持たず。吉凶盛衰は、貴人高位とても隔なしと悟りて、何事も、更に驚く事なけれ。常に己を正しくして、諸事、神明と天運とに任せて、惑ふことなけれ。かくて、武氣盛にして、内外健かなれば、天地日月と氣を合せ、徳を同じくする故に、物毎に成就し、無病息災、家内繁昌子孫長久なり。

もし、此に背きて、神武の氣衰へ、朝は晝迄も寝て、たまたま起くれば、晝寝をし、己が家業を怠り、無益の遊藝に心を費し、分限不相應

の遊奢にふけり、家職に倦み怠りて、身體手足を働かさず。只、心氣ばかりを、彼此とつかひて、種々の妄念かはるぐり起り、願望の欲情、胸中に絶ゆる事なき時は、陽氣日におとろへて、陰氣に陥り、なす程の事は、ぐづくとして、難儀に危き事あれば、色かはり手足わななき、臆病未練の氣になり、大切な心氣を、愚癡の無益の事に勞するをば、神々もいたく忌ませ給ふことなり。

又、内心清淨にして、神武の勇氣を養ひ、微塵の邪もなく、毫末の惡事も思はず。利欲妄念なく、神武の勇氣盛なれば、火の物を焼くが如く、邪念消え失せて、愚癡の迷ひも、次第にすたるべし。

又昔より、神武の氣を備へ賜ふ、良將良士の行ひを見るに、その仁といふは、士卒萬民を使ふに、第一、賞罰と明かにし、高下親疎の別

なく、法政を嚴重にして、威有つて猛からず、士庶人を懷け勞はり、諸人内外より君恩をありがたく思ひ、各志を勵まし忠を盡して、一命を鴻毛よりも軽くし、主人と生死存亡を俱にして、危きを恐れざる如く、人を使ひ賜ふは、神武の中より出てたる仁にて、名將と世に申す人皆、かくの如し。本に神武の氣なき仁は、我が儘柔弱にして、諸士以下大將の胸中を見ぬいて、下知法度も正しく守らず、家老用人の蟲虜取成しにて、功なき者も加増褒美を蒙り、或は、大將の氣に入りたる輕薄者ばかりに、賞祿を與ふるは、姑息の仁にて、賞罰正しからざる故に、僕人不忠の諂者は集り易く、忠義の實ある者は必ず退きて、國家亡ぶること、和漢に其の例多し。

義も、神武の氣を本に備へざる人は、義に似て大に違ふことあり。

大義を軽くして小義に拘はり、忠孝の道を忘れ、無益の義理を立て、其の本を取り失ふこと、世上に多し、譬へば、君父の恩をば棄てて、女房等の縁に引かれ、或は兄弟朋友の義理には背きて、遊女傾城の義理を專にし、或は己を愛する者ばかりに義理ばり、或は死すべき道にながらへて、恥を子孫に残し、先祖の名を汚し、無益の義理をして、家を亡ぼし身を捨て、諸人の笑ひとなる者も多し。

禮も、神武の氣を本に備へたる時は、君臣父子夫婦兄弟朋友の交りを正しくして、貴賤に依りて、夫々の禮節を亂さず、何ほど心易き人にも、慮外緩息を慎み、人を賤めず、かのれを謙りて高ぶらず、富める者にも、諂ひの禮を爲さず、貧しき者とて、その徳を尊びて禮を畧せず、久しく人と交りては、猶々禮を忘れず、衆人と交りて

和を本とするは、皆禮の實なり。

知も、神武の氣を本に備へたる人は、萬物の源を明かにして、諸事に惑はず、夫々に利害善惡を分別して、本末始終の道理を考へ、萬人の賢愚虚實を目利し、其の得たる所を知りて、相應の役に人を使ひ、眞と偽との二つを明に辨へて、人に制せられず、人の偽に乗らざるを正智といふ。

信も、神武の本を備へたる人は言行共に慎み、前後表裏の變りなく、正心に思はぬことを口に出さず、假初の事にも約を變へず、信なる事にも、道に背き理にあはぬこともあらば、是を校べ量りて、正しき道理に背かず、人の偽を誠とせず、成すほどのこと首尾揃ひ、前後明かにして、幾年過ぎても、其の事の變らざるは信なり、此

らは、日本の風俗にて、上代より中古までの人は、正直潔白にて、勇氣盛なりしかば、天然自然と五常の道に叶ひたりしは、これ、神國神裔の人民なるが故なり。

元來、日本は神武の國故に、大神宮の御血筋連綿として、天位御盛にまし、假にも他姓他胤を交へず。國民、各、勇氣潔白にして、上下尊卑の道を正しくし、主君を尊敬し、忠を盡し志を勵し、一命を主人に抛ちて二心なく、妻子まで命を以て君に報じ、家名を穢さず、耻辱を子孫に遺さず。先祖より相傳はる血筋を改めざること、天子より庶人に至るまで、此の國の風儀なり。

又、日本に生れたる人民は、貴賤ともに、其の元祖を尋ねれば、皆、神にして、天竺の佛の子孫にも、唐土の三皇五帝の末葉にもあらね

ば、勇義自然と備りて、君に忠あり、親に孝あり、朋友に信ありて、其の心清靜なれば、何ほど末世に及びても、神力の加護なくては叶はず、祈る所成就せずといふ事なく、願ふ所奇瑞あらずといふことなく、争ふ所勝利を得ずといふことなく、危きを遁れ、災を免るる事顯然たり。神の其の子孫の者を守らせ給ふに、何ぞ等閑のことあらむ。

八幡宮の神託に、「他の國より我が國、他の人より我が人」と宣へり。古も今も、神慮に差別なきに、是を拜する人の氣、古今と變り、天地と隔たり、雲泥と變れる事は、神明の御意に叶はざるを以て、神力の加護も少きなり。又、我が神道を知らぬ人は、萬國に勝れたる、この國風に心づかず、此をすてて唐天竺の道を信用して、本の本た

る神道を亂す根と成る事、恐るべきことの甚しきものなり。神武推衡

錄抄

## 第十六章 神恩

この天地の間の大事は論なく、人間上の小事件に至るまでも、目にこそ見え給はぬ、一事一物として、天つ神、國つ神、八百萬の神たちの御恩澤に因らざるはなし。

それ第一に知り奉らて叶はぬ神は、先、伊勢に御鎮座遊ばさるる兩宮にて、内宮は天照坐大御神と申し奉りて、我が天皇の大御祖に坐すのみならず。皇胤とある源平橘在原などいふ歴々たる諸氏は、皆、其の御末なり。外宮は、豐受大神と申して、衣物食物家宅の

三つに、御靈を幸へ給へる、いと神徳廣大なる神にして、天上にて大御神さへに、人民の爲に、重く御祭禮を遊ばされし御事なり。昔は、參宮を禁め賜ひし御代も有りしを、今は、これを御禁めなきのみならず。家々に、御玉串をさへ頂戴することとなれるは、此の兩宮の御高徳は、あらゆる人民も、萬物も、蒙らぬ物なければ、必ず、幽世より、神等のしかせさせ賜へるなるべし。俗歌に、「伊勢へ七たび、熊野へ三たび、御多賀様へは月参り」とも、「伊勢へ参らば、御多賀へ参れ。御伊勢、御多賀の子じや孫じや」ともうたへるは、よく、道の大義に叶へることなり。

今、近く喻を取つて言はむに、人たる者は、かしこくも、天つ日を手本として、言行を務めなば、違ひは更に有ることなし。まづ、その御

光明の麗しき事も、其の嚴威のいみじき事も、何か勝るもの有らむ。また、天地間の千萬の物の生々化々するも、皆、其の御大徳に非るはなく、いかなる至仁大慈も、又、何か勝るものあらむ。はた、天つ日は極めて大きく、極めて剛く、圓團に正直に坐して、且、瞬時も緩み怠り給ふ事もなければ、人も其の心性を盡して、精神を明く清く正しく直くして、毫末も汚れ穢れたる心を持たず。世の爲人の爲に、仁慈を致さむと志を立て、正大に公平にして偏黨なく、日夕に戒慎恐懼して、その心志を固め、その正業を務め勵みて怠らざれば、才と不才と、敏と不敏とによりて、遲速は有りとも、何事か、終に成就せざらる事なき道理なるがごとし。

さて、出雲の大神とて、杵築の大社に鎮り坐す大國主、神は、幽世の

大君主に坐せり。幽世とは、此の顯世よりは、いかなる賢聖といはるる人にも、又、至つて貴き人にも、武勇智謀ある人にも、これを見ること能はぬ域なり。只、古傳に因つて、聊か、その片端を想ひやり奉るを得るのみなり。

先神代の初より、我が天皇の御大祖邇々藝尊は天下の政事を統べ知らせ賜ひ、出雲の大神は、幽世の政事を統べ知り賜ふこと、皇祖天神の大詔に因りて定れるにより、貴人も曠人も、善人も悪人も、富人も貧人も、此の世を去りて後は、冥府に参りて、此の大神の御政事を受けねばならぬ故に、かねて、大神を深く仰ぎ奉りて、常に幽冥界に愧ぢぬ様にと、言行を慎むべきことなり。その幽冥界の状は、たとへば、蚊帳の内より外は見ゆれども、外より其の内は

見えぬと同理にて、大神等の御上よりは、天地間の事物は、掌中の物を見るが如くに看そなはし、人の心魂をも、火の光を見るが如く、視徹し給ふ事なれば、ひたすらに、善き事を行ひて善き徳を立て、惡しき行を去るべきことは、言ふまでもなし。その善き事善き行ある人も、惡しき事惡しき行ある者も、現世にては現はれずして、世を終ふるも有り、或は、善人の不幸を受け、悪人の幸福を受くるも有るは、誰も皆恠むことなれども、死後に、彼の冥府に向へる時には、大神の至公なる神政にて、その人の平生の善惡邪正を、分明に聞しめして、善人は正しき神明の位に取り立て。悪人は邪鬼の部類に追ひしりぞけ賜ひて、善人は、永久に富貴福祿を保ち、悪人は、永久に苦難をのみ獲るものと知るべし。

また、善人の禍難にあふは、専ら、此の大神の深き御旨に依りて、百方に試みつつ、その心志を鍊り固め、大業を成し畢へしめ給はむとての御心しらひより出でし事なれば、此に心志を撓まさず、いよいよ勉め勵み勇み進みて、その事業を成し遂ぐべし。實に、古より、大事を成し得たる人は、高き低き品こそあれ、艱難辛苦を嘗めざるは、一人もあることなし。そも、これを中道にて厭ひ棄つると、百敗して折けず務め行ふとは、君子と小人と、事の成と不成との分るる所なり。

さはいへど、出雲の大神は、幽世の大本を掌り給ふことにて、その細小なる事は、國々處々に鎮ります產土の神、また、氏の神の、各持ち分けて治め給へる事にて、譬へば天下の大政は、天皇の大朝廷

より出づれども、國々所々に、諸官人の有りて、それそれに持ち分けて治むると、同じことならむがごとし。

さて、人間の此の世に生れぬ前より、生れて後の一生の間は言ふまでもなく、その死後までも、産土の大神氏の神の、萬事に御世話を賜はる事は、委しき師説あり。然れども、慈仁深き父母も、教訓をうけぬ子はせむ方なくて勘當し、名醫も、薬を用ひぬ病人は、療す術なきが如く、放蕩無賴にして、無狀の行ひ甚しき悪人は、産土の大神氏の神の、寛仁大度なる御心にも、遂には厭ひ嫌はせ給ふより、妖鬼、その間を窺ひよりて、その群に引き入れむと謀る由なれば、人は、よく、此の故由を心得て、暫くの間にても、黒心汚心を持つまじく、非行惡行に遠ざからむと、心がくべきことなり。矢野翁志斐語  
附錄による

玉鉢百首、平宣長

とこしへに、世を照します日の靈、つけし鏡は伊勢の大神。

同上

たなつ物、百の木草も天照日の大神のめぐみてこそ。

同上

朝よひに、物食ふごとに、豐受の神のめぐみを、おもへ世の人。

同上

八雲立つ出雲の神をいかに思ふ。大國主を人はしらずやも。

同上

天地の神の恵みしなかりせば、一日一夜もあり得てましや。

## 第十七章 萬古不易

天地日月の初のこととは、乾坤初分參神作造化之首」と、古事記の序

にある通りにて、此の天地日月、また、有らゆる諸萬星も大地も、神代に、皇祖天神の造化し給ひて、さて萬物をも作り出でて、人間の養育料に成し賜へるなれば、あらゆる物の中にて、人間は第一に多く神恩を受くることなり。

萬の國には、その正しき古傳説とては、失せ果てたるを、獨り我が御國にのみ、正しき古説の遺り傳はれるは、いとも歡喜に堪へざるなり。然るを、その由をも知らぬ癡愚蒙昧の徒の、神代の事は、説盤古の如し」と思ひ惑へるは、夏虫の冰を疑ふ喻の如き、頑陋心の失なり。到底、造化の大神等の御上は、人の限りある智力にては、その萬一をも知らるべきに非す。之を彼れ是れと非議するは、「井に座して天を窺ふ」とも、「貝を以て海を測る」ともいひて、おのが量

をも知らぬ者の見なり。

この大地は、大活國魂神とも申して、大活物なるが、その大本を申せば、皇祖天神の微妙不測なる御神徳に因りて成り出でたるにて、あらゆる千萬の國々も、亦、その御神徳に因りて成り出でて、その奇々妙々にて、玄の又至玄なる事は、言語文字の、敢て稱賛し奉らるべき際に非ざるなり。

故に、皇祖天神の御大徳は、大事を語れば、心力の及ばざる所に、幾ばくの大世界あらむも知るべからず、小事を説かば、目力の届かぬ所に、また、幾ばくの小世界有らむも測るべからざるなり。諺に、「上見れば限なく、下見れば限なし」といふ如く、かく、皇祖天神、又、八百萬の神等の御徳は、近くも遠くも、古も今も後も、増減なきこと

は第一に、日月の御光を見ても知らるべきなり。かくて、國家の盛衰、時運の消長、風俗の隆替等も、其の根源は、高天原に坐します。皇祖天神の神徳に出づる事なれば、その大道を遵奉する者は、その盛衰消長隆替を、ただ、世のさがとのみ思ひて、傍観してあるべからず。強ひて心身を盡さむとするは、惟神の大道なり。そは、國家風俗時運とともに、又、人に因りて挽回し、恢復する期もあるべければなり。是を以て、上代には、天語、連及び語部、物知人、事知人、鹽土、翁などをして、世の人を偏く教へて、古道に赴かしめ給ひ、後に、外國の教をも兼ね用ひ給ふ御代となりても、大學を設け給ひ、公卿等には、私の學舎ありて、橘氏の學館院、藤原氏の勸學院、源氏の獎學院、和氣氏の弘文院、菅原氏の文章院、また、浮屠氏にも綜藝種智院

などありしも、皆、人材を養育して、國家の大用となさしめむとの外なし。

人は萬物の上首たるものと、天つ神の定め給ひ、天地の生々化々も、古往今來と、千萬歳を経ても替はることなく、我が天津日嗣の御位も、天地日月と共に、遷り給ふ事なき故由は、生れ出づる人等も、昔の人と同じく、皇祖天神より、心神形體ともに分け與へ給へる物にしあれば、よく、神隨の古道に循ひて、過ち犯す事あらば、祓所の大神に乞ひ申して、罪料を出し祓ひ清めて、穢心を去りて、常に赤き心もて仕へ奉らば、必ず、よき皇神の御靈を賜はりて、靈徳を成就せむこと、譬へば、良治の、名劍を百鍊して、鍛ひ成し、陶工の、埴を埏して器物を化成するが如くなるを、かの自暴自棄とて、

我れは才能拙くて、いかにつとむとも、功成す事は、えあらじとの  
みおもふは、已に妖魅に犯されたる徒なりけり。師翁の「成せば成  
り、成さねば成らず。成るわざを、成さずて棄つる人のはかなさ」と  
詠まれ、或儒者も「人ばかり、おとりしもせず。月も日も、空に光のか  
はりなき世は」とも、賦める義を忘るべからず。矢野翁著、志斐語附錄による

玉鉢百首、平宣長

明らけき日の大神の道しらぬ、からのさかしら聞き立つなゆめ。

同上

外の國は、神代の傳なけれこそ、誠の道をしらずありけれ。

同上

國々に傳はあれど、日の本に、本のまことの道はつたはる。

同上

あやしきは、これの天地うべなく、神代は殊に怪しかりけむ。

同上

しらゆべき物ならなくに。世の中の奇きことわり、神ならずして

## 第十八章 因果應報

萬葉集に、「世の中のことわり、かくさまに成り來にけらし。す  
ゑし種から」とある如くにて、世間の事は、春夏に田を耕して、稻を作  
りおけば、秋冬に至り、美實を得るが如く、善事を成しあけば、幸  
福の報あり。惡事を成しあければ、災禍の報あること、影の形にそひ、  
響の聲に應するが如し。此れを、佛家にては、因果應報といへるが、  
師の大人の委しき説もありて、その理は、古今に歷然として其の

證據も數ふるに暇なし。

そは漢籍にも「爾に出づるものは、爾に反る者なり」とも、「人の父を殺せば、人亦我が父を殺す」ともいひて、彼の稻も、良種を擇びて、善き地に植ゑて、毎々手入をもし、度々肥をして作れると、又、悪種を惡しき地に植ゑて、草も取らず、打ち棄ておきたるとは、その稻實、美惡高下の、甚だ異なるにて知るべし。又、前日、人に物を恵みおかげば、今日はその報酬をうけ、今日、人に耻辱を與へおけば、後日、その返報を受く。強欲の人は、世人皆これを惡み、惠施の人は、世人皆これを好みし、姪亂の者は命を縮め、寡欲の者は壽を得るなど、皆同じ理なり。

世には、善人の、奸惡邪佞の人のために、苦難に陥り、悪人の、幸福を

受けて終はるもあれば、甚だ、この理を疑ひて、史記に、伯夷、叔齊、顏回などの、貧しくして死亡し、盜跖の徒が、長壽を得しによりて、天命は是か、非かといひ、其の他にも、種々と此れを辨じたれど、全く五十歩百歩の論にて、その要領を得たるはなし。

實は、儒者といふ者は、現世のあることのみを知りて、幽世のあることを知らざる故に、右等のことを、その人の一生中にて、算用を立てむとして、一向に、天命の勘定の合はざるを疑へるなり。これ、晝有ることをのみ知りて、夜あることを知らず、今年あることを知りて、明年あることを知らざるものなり。然れば、顏回や、伯夷、叔齊などの善人も、一生難儀して死亡し、盜跖や、秦の始皇などの如き悪人も、幸福を得たるを疑ひて、人多ければ天に勝ち、天定まり

て人に勝つとも論ずれども畢竟は至當の論を得ず。そはこの顯世は幽世の試鍊場、幽世は我れ人の眞故郷なることを悟り得ざるによりてなり。

されば天の定まる時はいつぞと云へば即ち死にて幽冥に歸りて後に冥府の大神の御政事として、產土の神等の御計ひに因りて、その人々の平生の一言一行をも、一動一靜をも、青天白日の如く、盡くに見知ろしめし聞こしめして、善惡邪正是非をば、此の時に判定し給ふ事にて、善人悪人の等差分別は、此の時判然たるものなり。善人悪人ともに、その心中に、善事悪事を蓄藏したるのみにて、まだ行はざれば、現世には知らずして終はるとも、幽界にては、心魂の奥の隈々までも透徹して、此れを大公大正に御勘定あ

りて、賞罰を定め給ふ事なれば、善人の悪人の爲に冤罪を得て、苦難を受くるも、悪人の僥倖を得るも、富貴の人の高位高官に居つつ、世に驕り高ぶり、貨財を山の如く蓄へて、一世に奢侈を爲すも、貧窮の人の寒暑や飢渴に苦みて、身を容れざるを慨歎するも、共に一睡夢の間にて、善きも悪しきも、貴きも賤しきも、富めるも貧しきも、終には此の世に形體を遺しあきて、その心魂は、幽冥に歸り入ることにて、古歌に「生れては死ぬるなりけり。かしなべて、釋迦も杓子も、猫もだるまも、生れては、づひに死ぬといふ事のみぞ、定めなき世に、定めありける。」皆人の、知りがほにして知らぬかな。つひには死ぬるならひありとは」と云ひ、佛氏の「妻子珍寶及王位、臨命終時不隨者」とも云へるが如し。世の貪欲なる人は、能く、ここ

に心を留めて思慮を加ふべきことなり。

されば世の寶は何ぞといふに、即ち我が身の主君たる心魂が、第一の財寶なり。故にこの神魂をよく養ひて、これを大切にするは、即ち幽世の大富貴、大財寶を求むる道にて、これを譬へば、金持が、官廳に金錢を預けおく。と同じ道理にて、官廳は天下に、何時にも入用の時に、これを下して、遣されむに同じことなり。此れを思へば、現在の富貴も貧賤も窮困も辛苦も眞の榮華難苦とするに足らず、唯々幽府に坐す大神等の御心に叶ふ様に行住坐臥共に逸居せず、恐懼修省して、假初にも、穢き惡行をなさず、少しにても、世の人のためになるべき善き事を考へ、實德を修むべし。是正しき種を播きて、正しき福を求むる道なり。或物に、有相の骸故に、名

に耽けり利を貪る。世に交れば名はすてられず、體ありて衣食なくば、一日も送られず、止むことを得ざるものなり。故に、欲の薄らぐ様に、望み少かれ。上に在りては、下を惱させられ。富みては奢りを忘れよ。世を救ひ民を憐めよ。この外の教なし。曲げて利を得、飾りて名を求め、道ならで榮え、邪にして世に立つは、一旦の事にして、子孫長久の計にあらず。天祿地福は、己に因りて成る故に、形を使ひ身働き、飢ゑず寒からずは、樂み自らあり。此の外、何をか求めむといへり。

また、心主は静閑なれども、體ある中は、私欲の境界に轉りて、色に香にそみつき安く、心は常に形の役として、情欲に凝り安し、譬へば、水は、本柔にして器に従へども、冰は器に従はず。斧にて打てど

も壞れさらむが如し。凝り固りたるは、人に託り、畜に遷らむこと、縁にひかれて有ること決せり。情欲の凝滯より云へば生れ替はるのみならず。此の骸にて、鬼形と變り、蛇と化り、牛馬と成る事も體かなり。天竺國に極悪人多く、怨執疑慮の人、生れ變りて、其念を果す類いかほどもあるべし。三世因果の教も、叶ひたる國風なり。唐土は、情薄く物に凝滯はせぬ國なれば、一世の教法、その國相應なり。されど、凝滯せずとて、消え散る物と定めたるは、いと淺はかなり。佛者、自然を嫌ひて、因縁を信ずるは、是れも釋迦に妖されて、本心を失ひたると、天竺に有りし外道の名を忌むとより起れり。然れども、天地事物の理は、其の本流を究むれば、皆、自然によらずといふことなし。佛者のいへる、因縁の起る先々を、段々と根問ひ

して、押し詰むる時は、遂に、自然に落つるなり。凡そ、天地萬物、皆自然に生じて、自然に滅するものなり。一切の事物、此の理に漏るることなし。因縁も、亦自然中の一端なり。法爾天然と云へるも、自然の異名にして、其の理想同じ。この自然といへるも、因果といへるも、鈴屋翁の言はれし如く、皆不思議に歸するものなり。また或者は、因果を知らずして、味者は、此れを天命といへり。されど、善種も惡種も、因果も報應も、天命天理も、無爲自然も、一に是れ、天つ御神の神御量を出づること能はざるなり。此の天つ神國の神の、いともく奇に妙に行はせ給ふ、天地間に生長して、彼れを非とし、是とし、互に相誹り、相笑ふことこそ、いといとをかしけれ。矢野翁著、志斐語附錄に

## 第十九章 治亂要訣

舊典に曰く、「日神の明は、萬物蒙らすといふことなし。人、其の明に従ふときは、國治り、人、其の明に背くときは、國ほろぶ」といへり。其の國を治むるに、何ぞ外國の法を用ひむや。我が邦の自然に立つ時は、来るにしたがつて、物皆我が用をなす。何ぞ、外國の法を厭はむや。唯、本末を失へば、國家全治をなすことあたはず。治道の要、爰に出でず。道に心あるもの、心をひそめて、國の自然を看得せば、四海をたもつとも、何のかたきことかあらむ。

一、國體 天地闢けて萬國分かる。これ、冥體の化によつてなり。冥の萬國に渡る所、これを正といふ。正を得て其の自然を顯はす、こ

れを德といふ。天地の自然によつて、其の國々、おのづから其の形を異にし、人其の性を異にする。日本國はじめより勇剛の性を以て、國を治め、亂を鎮む。これを名づけて武といふ。我が國は、天の賦予の性なり。其の性を盡して、其の國の治をなす。是れを國體を知るといふ。國體を辨ぜざる人、異教によつて、其の治をなさんとす。大いに誤れり。治亂大道の基本は、よく國體を會得するにあり。

二、草創 國初、人物、みな混じてわかつべからず。覬明の人、自然の智を以て、食をなし、衣を制し、居をなす。偶然たる萬人、これに習つて、始めて食し、はじめて體を掩ひ、はじめて雨雪をまぬかる。其の明智にしたがつて、各生をやしなふ。期せずして、其の指揮をうけ、君臣の位わかる。父母子を生じ、我が血肉の縁によつて、これを憐

又子また、その憐愍によつて、是れを尊び、親子の愛恩自然になる。人倫、これよりしてわかれ、等位これよりして立つ、唯、上たる人、萬人の自然の天命に立たんを欲し、教導して立場をしらしめ、一條の則を以て、人々をして、是れによつて、其の生を遂げしむ。後代、種種の道理を以て説くといへど、國初のすがた、此の上に出づることなし。ここに眼をひらく人、後世にあつて、國家を安定して、新に治をなすこと、何のかたき事かこれあらむ。

三、守治 祖先、國家を開いて、法を下し、教を立て、萬民を撫育せり。後世、其の胤として、國家を踏ましむること、亦難しとす。日月轉移すれば、古の是とする所、或は非となり、其の非とせし事、今にして是となる事あり。唯、先世の法則を立て、時にしたがつて、萬人を安

育し、其の所を得しむるに心あつて、私意の用ひざる時は、其の結をたがへ、國基をゆるくすることあるべからず。

四、平衡 國に萬民萬物あり。皆、自然の有物にて、國用をなさずといふ事なし。人、立場を失へば、相害し相賊ふ。物、所をたがふれば、用を失ひて、永く棄物となる。天の自然、何ぞしからざらむ。春風春雨のごとくならば、何物か、其の澤を蒙らざらむ。大地に、河を汎ぐごとくならば、何ぞ流通せざる所あらむ。異教、鋒先のごとく起るとも、悉く、我が有とならざるはなし。よく看得なすべきことなり。

五、撰任 國家の事は多端なり。明將上に位すれども、一人の智は、以て海内に及ぶことなし。故に、賢者を擇び、官を授け、位を與へて、其の長ずる所によつて、職を命ず。爰において、群臣、其の事に智力

を盡し、國益をなし、人主、手を拱して、至治をなすは賢に任ずるによつてなり。撰ぶに勞ありて、任ずるに易し。我が愛憎を放れて、道によつて撰むときは、人々、其の奸嬌を掩ふことあたはず。任じて疑はざる時は、人々、よく力を盡す。治術の天下に擴充する事、撰任の當れるによれり。

六、通塞　國家の、常に治つて亂れざるは、上下人情の通ずるにより。人情よく通ずる時は、萬物從つてよく流通す。亂れんことを欲すとも得むや。國家の、常に、騒忙として治まらざるは、上下人情の塞するによれり。人情塞する時は、萬物從つて蔽塞す。治まらむことを欲すとも得んや。國家治亂の大事は、尤も通塞の二つにあり。上其の位を失はず、下其の業を勤むる時は、期せずして人情通

ず。上其の位に立つこと能はず。下その業を廢する時は、忽然として人情塞す。道によると私につくと、斷ぜずんばあるべからず。

七、國相　國に大小あり。險夷あり。寒暖あり。通塞あり。肥瘠あり。地脈のわかるる所、一様ならざる所あり。人間の厚薄、五穀の乾熟、魚鹽麻桑の有無、樹木金鐵の用、ことごと、國相によつて國益をなす。治術の大なること、また、爰を辨知するに出づることなし。

八、國俗　國を治むるには、人を治むるを主とす。人を治むるは、其の質を知るにあり。其の質を知るは、國俗を辨するにあり。人間は萬物の靈なり。諸國の人々、ことなることなしといへども、其の生ずる所の國相によつて、氣稟ひとしからず、習慣、性となつて、所長所短各異なり。その異なるをよく辨じて、長する所を用ひ、短なる

所を攻めざる時は、人、國用をなさずといふことなし。短を悪んで長を失する時は、人卻つて國害をなす。國俗を辨するは人を治むるの樞要なり。其の質、また互の外に出でず、其の本に委しからば、何ぞ人を失ふ事あらむ。

九、人情　喜怒哀樂愛惡欲、これ、人間の七情なり。心の物にふれて、動くものなり。人の靈たるは、これあるによる。人の不善をなすも、又これあるによる。萬人、形を異にすれば、其の物にふれて、動く所も人々異なり。たとへば、數人を集めて見るに、よろこぶ者あり。怒る者あり。かなしむものあり。樂むものあり。一様なる事なし。一様ならざる者をして、一やうならしめざれば、治をなすことあたはず。凡そ、人より所ある時は、情ことなりといへども、よく一連をなからず。

す。より所を失ふ時は、同情の人も、各趣をことにして。一條の目當立つときは、いかつてよる者あり。喜んてよる者あり。哀んてよるものあり。樂んてよるものあり。其の情、甚だたがふといへども、よる所は一様なり。人情を知るは、治術の深祕なり。察せずんばあるべからず。

十、地力　萬物を載せて磷がず。これ地の徳なり。萬物をして、天命のままに增長せしむ。これ地の功なり。人、天地の間に立つて、天命に従つて、地上の物を盡す時は、地力かづからあらはるべし。天下國家を治め、萬人をして、各其の居を安ぜしむる事、みな、地上の物によつてなる。唯、人智の達せざる所、あるひは、地未だ、其の力をつくさず。自ら、功を見ることなきことなり。回天之力ありとも、生

すまじき地にして、物を得ることなし。山に魚を求め、海に樹木を尋ねる類なり。一國あれば人民あり。萬物あり。必ずや其の國中の物にして、其の人民を養ふこと、自然の天命なり。其の地の物を以て、其の人民を養ふことあたはず。他國の物を求めて、これを撫育せんとす。果して饑渴の災をとる。地力を盡さざるによつてなり。有を有とし、無を無として、生すべきをよく生ぜしむる時は、諸國自ら有無を通じて、不足ある事なし。富國の本、全く爰にあり。

十一、鍛錬　人をして、人の用をなさしむる、これを鍛といふ。人を集め、國の用をなさしむる、是を鍊といふ。人々、生れながらに知る者にあらず、業によつて、心正しく氣力のぶ。始めて、自分の用をなすにだれり。人々、己が業に達すといへども、大衆一連せされば、出づることなし。

十二、賦歟　國に動靜あり。共に民を帥ゐて立つ。靜なる時に當つて、人をして生産をたもたしめ、動く時に臨んで、人をして途をうしなはしめざるは、賦歟の正しきによる。其の國の兵數によつて、糧食兵具、爰に全くして、變に動せざるは、軍役に心を用ふればなり。其の國の民數に由て、五穀の納むる所、運上の數、取つて國用をなすを規とし、民餘りをうけて、生を養ふを度として、諸人をよく

計る時は、動靜によつて、其の常を失ふことあるべからず。

十三、約用　歳に豐凶あり。人事に災祥あり。人民を集めて治をなすに、常に有餘あらざれば、變に臨んで、人を救ふことあたはず。事は多端なり。心を用ひざる時は、國用常にだにも足らず。況んや、變に處するをや。入るを計つて、出づることをなし。諸用を合はせて、其の有餘を知るべし。なすべき事をなさざるあり。之を鄙吝といふ。何ぞ國を保つに足らむ。すまじき事をすることあり。是れを驕奢といふ。何ぞ人民を育して、饑渴を救ふに足らむ。すべきことをなしそすまじきことをなさざる時は、期せずして、國家に有餘あり。經濟の深祕なり。

十四、成敗　國を治めて、ひろく事にわたるに及んで、物のなるべ

きあり、破るべきあり。なるべきをわきまへず、敗るべきをかへり見ず、積んで國害をなすことあり。心道にある時は、なるべきをなして、破るべきを保つ。これによつて國治まる。心情にひかるる時は、なるべきを知つて、なすことあたはず。敗るべきを知つて、保つことあたはず。之に依つて、國亡ぶるに至る。よく、成敗の機に達する人は、何國へ行くとしてか、治をなす事あたはざらむ。

十五、知機　有崩は、萬人の見て知る所なり。未崩は、萬人の見る事あたはざる所なり。事のあらはるる時に當つて、これに應ぜむとするは、驢馬の驢足を追ふにひとしおくれて、其の用をなすことなし。未崩に達する時は、其の事の來らざる前に、應ずる事そなはる。故に、時に當つて是れに應ずること、水の火を鎮むるが如し。其

の業悉く圖に叶ふ。治は亂の機なり。豐は凶の機なり。生は死の機なり。何ぞ遠きあらむ。咫尺皆機にあらずといふ事なし。

十六、不朽 治をなすことの大なるは、一代にして其の功を見ることなかれ。世々にして德澤下に溢れ、至治至然になる。道はよく不朽をなし。巧業は必ず短折す。おのれを正しくして來るに應ず。我れより彼れを貪るにあらず。かれ來つて我れに合ふ。善治をなさむと欲する者爰にくらき時は、千萬業を盡すとも、國家永久の政を執る事あたはず。

十七、臨時 政事は繁雜なり。萬差無量にして、大量の人にはあらざれば、これにあたつて、諸用流通する事あたはず。事々來るに従つて、一條の法則によつて、判断せんと欲する時は、其の事遲怠し、其

の情蔽塞す。ただ考を放れて、其の節を失はず。我が功を忘れて、人情の安堵を心とする時は、節によつて、亂絲を解くが如く、手に従つて事正しからむ。不朽は經にして、臨時は權なり。經よく立たずんば、權を用ふる所なく、權をしらざる時は、經よく、物に應ずることあるべからず。

十八、法則 天地の間、萬物あり。非情のもの、心なくして、自然の天命に立つ。人は有心なり。思慮あるによつて、自然の天命に立つ事あたはず。人君、天に代つて治をなす。萬人をして、自然の立場に斥かしむ。これを法といふ。よく時世に従つて、人をして、當所に立たしむ。これを制といふ。不朽に立つを法とし、臨時に立つを制といふ。治道の規矩辨ぜずんばあるべからず。

十九、賞罰　國に大法あり。萬人をして不朽に當所を失はしめず。然れども人は活物なり。逸して法を犯し窮して法に背く。其の法を動さる者は、唯賞罰の正しきにあり。愛するによつて、賞するにあらず。にくむによつて、罰するにあらず。法は守つて國に益あり。國家のために之を賞す。法に背いて國に害あり。國家のためにこれを罰す。茲に因つて、萬人動いて法により、恐れて法を犯さず。法よく立つて違はざるとときは、國家の治まらざる事を、欲すとも得んや。高山健貞氏、日本傳治  
亂要訣治基による

## 第二十章　學び草物語

今はむかし、天地の池とて、いと大きな池の邊に、夏のころ、夕つ

方、人々よりあひて、何くれと、昔今の物語しつづすみ居けり。中に、年老いたる翁、むかし、其の池治りし頃よりの事ども、よく知り居て、五十年ばかりにもやなりぬらむ。其の折は、とありき、かかりき三十年餘り前には、冬いみじく寒くて、此の池悉く氷りわたりて、其の氷の上を、人の通ひありきしこともありき。其の後、また、六月ばかりに、久しく旱のしたりし年は、水のこりなく涸れにしそかしなど、年久しく述べぬる事どもを、いとよく記オモえ居て語る。篤胤云く、此は、天地の長く久しき間には、種々の事あり。また、神の所業には、人の思ひの外なる、奇靈なる事の多かる由を、たとへられたるなり。

池の面には、水草どもいと繁かる中に、まなび草とて、世にめてた

きものにすなる草の物より殊に目に立ちて、此處かしこに生ひ交りて、ここち宜げに榮えたる、夕露の玉の光にもてはやされて、いと涼しく、面白く見わたさるるを、東の方のみぎりに近き一本なむ、こよなくかじけて、いとまばらに、西の方なるが弘ごり來たるに、推しけたれて折れ伏しなどしたる莖の本より、まだいと少き若葉の、一つ二つ、水の上にはづかに見えたるを、

篤胤云く、東の方なる一本の草は、吾が古學に譬へ、西の方なる草は、漢學に譬へられたり。

この翁、目とどめて、大方、此の池に、まなび草とて、かくいとしげく生ひてはあれども、正しきは、此の芽ぐみ始めたる、一本の中の若葉のみこそあれ。いとよく似てはあめれども、西の方なるは、皆、じ

ちのには非ずなむある。正しきまなび草は、まこと花とて、世にすぐれたる花なむ咲くを、年ごろ、池の水ぬるみたるけにや、たえて咲かずなりぬるを、此の若葉の、かく生ひ出でそめつるは、水も寒くなりて、今まで、花咲きぬべきにこそは有りけれ。昔、この種ども播きそめしも、余はよく知れるをやなど、細かに語る。かく云ふ翁、が名は、神代のみふみとぞ言ひける。

篤胤云く、此は、神世の御典に、千萬年の古き傳説を、今見るがごと、委しく記し傳へたるに譬へられたるなり。

やうく、暮れゆくままに、螢どもひかり出で、飛びちがひ、此所かしこ、水草の上にしげく見えたる。

篤胤云く、こは、世に、何の學問、くれの學問とて、己がむきむき學

ぶ人の多きに譬へられたるなり。

中に、彼のかじけたる一本のまなび草の中なる、若草のはしに、ただ一つすがり居たる、名は大倭のまさ彦いと少さくかひなげなる頬杖フラをつきて、此の物語を書き入りをり。

篤胤云く、こは世に漢學をする者多く、學問といへば、漢籍よむ事とさへ心得たる世に、たまたま、眞の道に志して、古を學び、神世の事をききに入る人に譬へられたり。

また西の方に弘ごりたる浮葉どもには、いとあまたゐたる中に、から心の狹麻呂といふ居り。この東なる若葉のうへに、飛びうつり来て云ふやう、「まうとは、いと愚なる者かな。あの翁が物語は、みな空言ソノイにこそあれ。人の命よ、吾らがよに準へて思ふに、いかに長

くとも、一年の間には、よも過ぎしな。五十年にも成りぬらむなど云ひて、此の池の始のことをして、見たりけむやうに語りなすこと、又、冰といふ物のゐて、此の水の上をふみ歩行アハきつるなど、總べてさる理あるべくも非ず。また花咲く眞のまなび草は、此のまうとが居る若葉ぞと云ふなるも、もはら信られず。我等が居る西のこそ、莖も葉も、こよなくうるはしく榮えては有ナレと云へば、篤胤云く、漢學びして、心狭くなれる人々、夏虫の冰を疑ふ言ひごとを、よくも譬へられたり。

實に、いと奇しくめづらかなる事とは、吾れもきけど、人といふ物、こよなく命の長き物としきけば、五十年あなたの事、がならず知るまじとも定めがたくなむ。又、さばかり久しき世々を経にけむ

間には、さまぐ珍かなる事も、などか無からむ。我らいとはかなき命にて、春秋をだに知らぬ物をおふけなく、いかでかは、人の上をば、たはやすく知るべき」と云ふに、

篤胤云く、神世の道を學ぶ者、まづ、始に、意をかくすゑて、然して、なほ、心を天地の外にも置きて、よく觀明らめ、さて後に、神習はむ事を、よく思ふべし。

狹麻呂、うち笑ひて、「然らば、此の池の中なる蛙こそ、春のほどより生れ出て、命長き物はあれ。いかでかたらひ来て、この事決めむ」といへば、

篤胤云く、漢學者ども、賢げに物はいへども、いと意狭く、聖人てふ物の語に見えざる事は信はず。何ぞと云へば、經書といふを

引き出で、物をことわる狀、まことに、此の狹麻呂が言の如し。

傍なる水草の蔭より、漢經史、あざなは聖賢といふ、長々しげなる蛙とび出で来て、「あなかまたまへ、何事をも己よく知れり。此のみぎはに昔物語する人どもは、此のほど暑くなりてこそ、納涼にて、此のわたりにはほのめくなれ。往にし四月の頃までは、更に人といふ物見えざりし物を、去年よりあなたの事を、いがてか知らむ。此のまなび草の種まきそめし世の事など、知りがほに語るこそ、いとをこなれ。すべて、此の水草どもは、何れもく、此の春、おのが幼なかりし頃にこそ、角芽アゲみそめしが、それより以前になつてふ草葉があらむ」など、言ふほくいとかしがましく鳴きつづくるを、

篤胤云く、漢學者ども、大抵は聖人の言としいへば、天地の内外もその始終も、世にある事物の理も、悉く知り盡したる物のごと心得て、其が籍どもに言ひおける事をば、理の至極と思ひ、彼等が言ひ置かざる事をば、決めて、なき理のごと思ひたれど、神の道より、其を見れば、この聖賢ちふ蛙の、春に出て、秋にかくられ、冬の氷を知らず、かしかましく物言ひて、人の齡を疑ふ類に、きき成さるるかし。あなあはれ。

みぎはなる翁づくぐと聞きて、生ひそめし根ざしも知らて、學びぐさ、末葉のうへを、何かあらそふ「あなはかなとぞ」。

篤胤云く、世の生さかしら人の、漢意もて、神世の道、神の御所業、

神の靈驗を、かにかく言ふは、いかにいふとも、其の痴心を醒ま  
すべき由なれば、かく、獨ごちであるより外なし。あなあはれ。  
夏むし、蛙の譬へはしも、言舊りたれど、をかしく思ひ出でらるる  
ままに。本文、本居大人、古史徵開題記所載

## 第二十一章 直毘靈

皇大御國は、掛まくも畏き、神御祖天照大御神の御生れ坐せる大御國にして、大御神、大御手に天つ璽シルレを捧げ持たして、「萬千秋の長秋に、吾が御子のしろしめさむ國なり」と、ことよさし賜へりしまにまに、天雲のむかぶす限り、谷蟻アリのさわたるきはみ、皇御孫命の大御食國オカニとさだまりて、天下には、あらぶる神もなく、まつろはぬ人もなく、千萬御世の御末の御代まで、天皇命はしも、大御神の御

子にましまして天つ神の御心を、大御心として、神代も今もへだてなく、神ながら、安國と平けく知しめしける、大御國になもありければ、古の大御世には、道といふ言<sup>ヨコアガ</sup>舉<sup>ヨコアガ</sup>もさらになかりき。そは、ただ、物にゆく道こそ有りけれ。物のことわりあるべきすべ、萬の教へことをしも、何の道、くれの道といふことは、異國のさだなり。然るを、やや降りて、書籍といふ物渡り參ゐ来て、其を學びよむこと始りて後、其の國の手ぶりをならひて、やや萬のうへにまじへ用ひらるる、御代になりてぞ、大御國の古の大御手ぶりをば、取り分けて、神道とは名づけられたりける。そは、かの外つ國の道々にまがふがゆゑに、神といひ、又、かの名を借りて、ここにも、道とはいふなりけり。しかりて、御代御代を経るままに、いやますますに、

その漢國のてぶりをしたひまねぶこと、盛りになりもてゆきつづづいに、天の下所知看す大御政も、もはら漢様になりはてて、青人草の心までぞ、其の意にうつりにける。さてこそ、安けく平らげくて有り來し御國のみだりがはしきこといてきつつ、異國にやや似たることも、後にはまじりきにけれ。そもそも、天地のあひたに有りとあることは、悉<sup>ヨコハシ</sup>皆<sup>ヨコハシ</sup>に神の御心なる中に、禍津日<sup>ヒ</sup>、神の御心のあらびはしも、せむすべなく、いとも悲しきわざにぞありける。然れども、天照大御神、高天原に大ましまして、大御光は、聊かも曇りまさず、此の世を御照しましまし、天津御<sup>シルシ</sup>璽<sup>シルシ</sup>はたはふれまさず傳はり坐して、事依し給ひしまにまに、天の下は御孫<sup>ノミコト</sup>命の知しめして、天津日嗣の高御座は、天地のむたときはに、かきはに動く世

なきぞ、此の道の靈しく奇しく、異國の萬の道にすぐれて、正しき高き貴き徵なりける。そも、此の道はいかなる道ぞと尋ぬるに天地のおのづからなる道にもあらず。人の作れる道にもあらず。此の道はしも畏きや、高皇產靈、神の御靈によりて、神祖伊邪那岐、大神、伊邪那美、大神の始めたまひて、天照大御神の受けたまひ、たちたまひ傳へ給ふ道なり。故、ここをもて、神の道とは申すぞかし、さて其の道の意は、古事記をはじめ、もろもろの古書どもを、よく味ひ見れば、今もいとよく知らるるを、世々の物しり人どもの心も、みな、禍津日、神にまじこりて、ただ、からぶみにのみ惑ひて、思ひとおもひいひといふことは、みな、佛と漢との意にして、まことの道のこころをば、えさとらずなものある。故、おのが身々に受け行ふ

べき神の道の教へなどいひて、くさぐさものすなるも、みな、かの道々のをしへごとをうらやみて、近き世にかまへ出てたるわたくしごとなり。あながしこ、天皇の、天下しろしめす道を、下が下として、己がわたくしの物とせむことよ。

人はみな、産巢日、神の御靈によりて、生れつるまにまに、身にあるべきかぎりの行は、おのづから知りて、よく爲る物にしあれば、いにしへの大御代には、しもがしもまで、ただ、天皇の大御心を中心して、ひたぶるに、大命をかしこみ、やまひまつろひて、おほみうつくしみの御蔭にかくろひて、おのもく、祖神を齋き祭りつつ、ほどほどに、あるべきかぎりのわざをして、穏しく樂しく、世をわたらふほかかりしかば、今はた、其の道といひて、別に、教へを受

けて、おこなふべきわざはありなむや。もし、しひて求むとならば、きたなきからぶみ心を祓ひきよめて、清々しき御國心もて、古典をよく學びてよ然せば、受け行ふべき道なきことは、おのづから知りてむ。其をしるぞ、すなはち、神の道をうけおこなふにはありける。

かかれば、此くまで論ふも、道の意にはあらねども、禍津日、神のみしわざ見つ、默止えもあらず、神直日、神大直毘、神の御靈たばりて、このまがを、もて直さむとぞ。本居宣長大人著 直毘靈の本文

## 古道概要 終

校閲者 渡邊重石丸  
編纂委員 大宮兵馬

明治四十一年八月三十日印刷  
明治四十一年八月卅一日發行  
昭和二年三月十日四版印刷  
昭和二年三月十五日四版發行

古道概要

定價金七十錢

編纂者 皇典講究所

大阪市天王寺區堂ヶ芝町百八番地

藤原久吉郎

發行者 皇學書院

大阪市西區京町堀上通四丁目

高橋冬吉

電話土佐堀二九二四番

印刷者 皇學出版部

大阪市天王寺區堂ヶ芝町百八番地

高橋冬吉

電話土佐堀二九二四番

複不許  
製

發行所

大阪市天王寺區堂ヶ芝町百八番地  
(振替東京一三九九〇番)

櫻園書院

東京市外濠谷町下瀬谷五百六十番地  
(振替東京一三九九〇番)  
東京市日本橋區數寄屋町九番地  
(振替東京一二三七一番)  
大阪市東區北久太郎町四丁目  
(振替大阪二三一番)

六合會社資柳原書店

308  
202

終